

第 3 回

相模原・津久井地域合併協議会会議録

平成16年7月8日

相模原・津久井地域合併協議会

第 3 回 相模原・津久井地域合併協議会会議録

目 次

会議次第.....	1
出欠席者名簿.....	2
開 会.....	3
会長あいさつ.....	3
副会長及び委員紹介.....	4
議 事.....	5
その他.....	54
閉 会.....	57

第3回相模原・津久井地域合併協議会会議録

日時：平成16年7月8日（木）午後2時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

会議次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 副会長及び委員紹介

4 議 事

協議事項

協議第 2号 合併の方式について（継続協議）

協議第 4号 新市の名称について（継続協議）

協議第 7号 特別職の身分の取扱いについて

協議第 8号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第 9号 財産の取扱いについて

協議第10号 条例、規則等の取扱いについて

協議第11号 事務組織及び機構の取扱いについて

報告事項

報告第13号 事務事業項目について

報告第14号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況について

報告第15号 議員の定数等に関する検討委員会における検討状況について

5 その他

（1）第4回相模原・津久井地域合併協議会次第（案）について

（2）今後の協議会開催日程（案）について

（3）合併重点支援地域の指定について

（4）その他

6 閉 会

出欠席者名簿

出席委員（４８名）

小川勇夫会長、溝口正夫副会長、小林正明副会長、天野望副会長、
山岸一雄委員、小林一郎委員、佐藤賢司委員、三橋豊委員、小磯義範委員、一戸法子委員、
河本洋次委員、柴田正隆委員、根岸清委員、矢越孝裕委員、小野志郎委員、栄裕明委員、
菊地原一郎委員、八木大二郎委員、串田茂美委員、内田昭和委員、窪田雅詞委員、
柳川静徳委員、齋藤久雄委員、中里州克委員、小嶋省二委員、大用順司委員、宮下奉機委員、
向山武委員、西川堯委員、落合宣明委員、尾崎洋子委員、関戸昌邦委員、小嶋重春委員、
荒井正次委員、永井宏一委員、高橋絢子委員、大神田日本委員、石川幸夫委員、
宮崎嘉博委員、大竹栄委員、前田建二委員、所谷嘉昭委員、永井充委員、山口幸一委員、
高城正勝委員、森繁之委員、田中克己委員、小林弘委員

欠席委員（２名）

由比昭男委員、久米好平委員

アドバイザー

吉田民雄東海大学教授、辻琢也政策研究大学院大学教授

幹事

山口秀夫幹事長、永井一浩幹事、清水東次幹事

事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局長、片野憲治事務局次長、瀬戸雅彦主幹、
柿澤一夫副主幹、小林輝明副主幹、齋藤淳副主幹、大塚光展副主幹、網本淳副主幹、
佐藤光男主査、菊地原央主査、高林正樹主査

専門部会

山口和夫総務部会長、大貫勲財務部会長

傍聴者

一般傍聴（５８名）、報道関係者（１０名）

開会 午後2時00分

開 会

田所事務局長 それでは、定刻になりましたので、小川会長より、開会の宣告並びにご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会長あいさつ

小川会長 本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまより、第3回相模原・津久井地域合併協議会を開催いたします。開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

相模原・津久井地域合併協議会は、本日で第3回目の会議となりました。将来を見据えたまちづくりについて、議会の議員の方々やさまざまな分野の方々の参画をいただき、協議を進めているものでございまして、まさに、津久井地域と相模原市の歴史に残る大変重要な協議であります。

これまでの協議では、合併の期日として平成18年3月31日を目標とすることや、新市の事務所を現在の相模原市役所の位置とすることなどを決定いたしました。本日は、前回からの継続協議となっております、合併の方式や新市の名称などについて協議を行う予定でございます。大変重要な事項でございますので、協議にあたりましては、忌憚のないご意見をいただければ幸いですと考えております。

また、傍聴においでいただいた皆様におかれましても、協議の状況をご覧いただき、1市3町の合併協議についてご理解を深めていただく機会となれば幸いに存じます。

本日も実り多い成果がございますことを期待いたしまして、挨拶とさせていただきます。
田所事務局長 ありがとうございました。

副会長及び委員紹介

田所事務局長 続きまして、会長及び委員の方に変更がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

初めに、城山町長に新たにご就任をされました、小林正明町長でございます。

小林町長には、本合併協議会規約によりまして、協議会の副会長にご就任いただくことになっております。

小林副会長よりご挨拶をお願いいたします。

小林副会長 ただいまご紹介いただきました、このたび城山の町長に就任させていただきました小林正明と申します。

今回の選挙の結果でそういう形になったわけなんですけれども、この間、マスコミ報道によりますと、合併を推進してきたと言われる前町長さんとの比較において、私に対する評価としては、慎重派という形でマスコミが報道されているように感じておりますけれども、私としては、合併そのものを否定したり反対したりする立場はとっておりません。したがって、合併の任意協議会を否定するつもりはなく、現にここに参加しております。ただ、さきの城山町長選挙の結果、町民の皆さんからいただきました負託にこたえる義務、あるいは課題とまいましようか、この課題の実現に向けて最大の努力をするつもりでございます。

具体的にいいますと、一つは、城山町の自立シミュレーションを含めた自立計画を、これは、自治体である以上、当然の計画でありまして、基本中の基本でなければいけないというふうに考えておりますが、それが1つ。ただ、今までの町の状態のことを考えますと、この議論が非常に欠けているといえますか、不十分といえますか、合併問題は、この問題を抜きにしては論じられないというふうに考えております。むしろ専権事項であるべきだというふうに考えております。それが第1点。

それから二番目には、合併に関するあらゆる客観的情報、判断材料を町民の皆さんに提供し、十分な議論を踏まえた上での住民の皆さんの意思の反映としての、意思決定としての住民投票で合併の是非の結論をつけていく、こういう考え方を持っています。

こういう観点から、近隣の自治体の関係者の皆さんにいろいろとご配慮、あるいはご協力をいただくような場面があるのかなと思っておりますが、この場を含めまして、そのお願いと挨拶にかえたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

田所事務局長 ありがとうございます。

それでは次に、相模湖町の委員の方に交代がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

ます。

橋本前委員の後任といたしまして、新たにご就任いただきました前田建二委員でございます。

前田委員 よろしく申し上げます。

田所事務局長 ありがとうございます。よろしく願いをいたします。

議 事

田所事務局長 それでは、次第の4、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、協議会規約によりまして、会長が会議の議長となることとなっております。これより議事の進行につきましては、小川会長をお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

小川会長 それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、協議会の会議運営規程におきまして、協議会の会議録を作成することになっておりますので、会議録に署名をいただくお二人を私から指名させていただきます。大変恐縮ですが、今回につきましては、相模原市議会合併問題特別委員会委員長であります山岸一雄委員と、城山町議会副議長の栄裕明委員をお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 ご異議ないようでございます。それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよろしく願いいたします。

次に、議事に入ります前に、事務局から協議事項について報告をいたさせます。

田所事務局長。

田所事務局長 それでは、議事の関係につきまして、報告をさせていただきます。

前回、第2回協議会の際に、第3回の協議予定事項といたしまして説明をさせていただきました事項のうち、議会議員の定数及び任期の取扱い、それから農業委員会委員の定数及び任期の取扱い及び電算システムの取扱いにつきましては、議案の提出を変更いたしておりますので、ご報告をさせていただきます。

まず、議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、後ほどご報告がございますが、

現在、検討委員会を設置いたしまして、検討されているところでございます。

また、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いにつきましても、専門部会におきまして、各市町の農業委員のご意見を伺いながら調整を進めているところでございます。

なお、電算システムの取扱いにつきましては、個別の事務事業の調整をする際に、事務事業に関連いたします個々のシステムについて調整を行うこととなるものでございまして、先日開かれまして幹事会におきまして、各種事務事業としての取扱い調整ができた段階で本協議会に報告をさせていただくこととされましたので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

小川会長 ただいま事務局から、協議事項の取扱いについて報告がありました。

ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

協議第2号 合併の方式について

小川会長 ございませんようですので、そのように取扱うことといたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、前回の協議会からの継続協議となっております、「協議第2号 合併の方式について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長 それでは、資料についての説明をさせていただきます。

「第3回相模原・津久井地域合併協議会」と書いてあります資料の方をご覧いただきたいと思えます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

協議第2号 合併の方式について（継続協議）。

合併の方式について、次のとおり協議を求める。

平成16年7月8日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

合併の方式は、城山町、津久井町及び相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入する編入合併とする。

なお、各市町の文化や伝統を尊重し、地域の個性と特色を活かしたまちづくりを進めるものとする。

以上でございますが、本協議事項につきましては、前回、第2回の合併協議会におきまし

てさまざまなご意見があったことから、継続して協議をするものとして、今回改めて協議をお願いするものでございます。

なお、協議番号、「協議第2号」となっておりますが、これにつきましては、初めに提案させていただいた時点の協議番号をそのまま使用しておりますので、ご了解をいただきたいと存じます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

編入合併と新設合併の比較の概要でございます。

まず、定義でございますが、編入合併、新設合併ともに、それぞれ市町村の数の減少を伴うものということで規定をされております。

それから、法人格につきましては、編入合併の場合には、編入する市町村の法人格が継続をすることとなります。編入される市町村の法人格は消失するというものでございます。それから、新設合併の場合には、新たに法人格が発生をすることになるものでございまして、関係市町村の法人格は消滅することとなるものでございます。

それから、市町村の長の扱いでございますが、編入する市町村の長は変わりませんが、編入される市町村の長は失職をするものとなるものでございます。それから、新設合併の場合には、消滅する合併関係市町村の長は、すべて失職をするものでございます。

議会の議員の関係でございますが、編入合併の場合につきましては、原則は、編入する市町村の議会の議員は在任をいたしますが、編入される市町村の議会の議員は失職をするものでございます。なお、新設合併の場合には、消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職をすることとなりまして、新たに生まれます合併市町村、新しい市町村の法定数による設置選挙が行われるというものでございます。

なお、合併特例法に基づきまして、合併に際しましては、新設合併、編入合併ともに、定数、あるいは在任等についての特例が設けられているものでございます。

次に、農業委員会の委員に関しましても、合併特例法等によりまして、農業委員会の委員の特例等が設けられているというものでございます。

次に、特別職の職員でございますが、編入する市町村の特別職の職員は在任をいたしますが、編入される市町村の特別職の職員は全員失職をするというのが編入合併でございます。新設合併の場合には、消滅する合併関係市町村の特別職の職員は、全員が失職をする。つまり、新たに選任をするということになるものでございます。

それから、条例・規則等につきましては、編入合併の場合には、編入する市町村の条例・

規則を適用することとなるものですが、合併に伴い必要な改正を行うこととなるものでございます。なお、新設合併の場合には、消滅する合併関係市町村の条例・規則はすべて失効いたしますので、新たに制定をする必要性があるというものでございます。

以上が、継続協議となっております、協議第2号 合併の方式についての説明でございます。よろしく願いをいたします。

小川会長 ただいま事務局から、「協議第2号 合併の方式について」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきたいと思いますのですが、大変恐縮ですが、ご意見、ご質問等がある方は、挙手をしていただければ、私からご指名させていただきます。その上で、お名前を言われてからご発言をいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

また、できるだけ多くの方にご発言をいただきたいと思いますので、ご発言はなるべく簡潔にお願いしたいと存じます。

それでは、ただいまの説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いいたします。

小野委員ですか。

小野委員 議長の指名をいただきましたので、意見を述べさせていただきます。

合併の方式について、前回、先送りと、こういう形の中で、今日、臨ませてもらっております。私、城山町の小野志郎でございます。城山町の委員を代表しまして、この合併の方式についての見解を述べさせていただきます。

合併の方式については、編入合併。次の二点の根拠により、このように考えていることをお伝えしたいと思います。

まず一点目でございますが、どこの制度に合わせるのか、このことが一点目の大きな私たちが考えた根拠でございます。より専門的な制度を持っているところはどこなのか、このような観点で考えました。そうしますと、当然、要するに、相模原市であろうと。こういう観点から、当然、この方式については編入合併が望ましいと、このようなことが一点目でございます。

二点目でございますが、1市3町という枠組みにおかれまして、それぞれの首長さんがそれぞれの市町の公員を責任を持って使用した、その協議会でございます。議会の議決は当然要らないわけでございます。この後、流れによっては議会の議決が必要になるような、そういうふうなときが来るであろうと。もう一度申し上げます、二つ目の理由でございます。あくまでも、これは任意の協議会でございますので。しかしながら、任意といえども、決められたことは決められたことでございます。ただ、これは正式決定であるかどうかというふう

なことも二つ目の理由として我々はよく協議をしました。

再度申し上げます。城山町としてのこの方式の考え方は、編入合併ということでお伝え申し上げます。

以上でございます。

小川会長 他にございませんですか。

どうぞ、荒井委員さんかな。

荒井（正）委員 相模湖の荒井正次でございます。

前回の第2回合併協議会では、合併の方式は新設合併という発言をいたしました。これは、議会主催の出前講座を開催した際、住民の方から新設合併のご意見をいただきましたので、そういうご意見がありましたということをお伝えする趣旨でございました。

協議会に先立ち、相模湖町議会選出の議会協議会委員として、出前講座での住民の意見を参考に検討、協議を行い、中核市である相模原市との合併方式は、編入合併ということで確認しておりました。ところが、当日は、説明不足のため誤解を生じてしまいました。相模湖町議会では、再度、協議を重ね、1市3町の実情や先進事例等を再確認いたしました。合併の方式は編入合併との結論でございましたので、議会を代表し、委員の私の意見とさせていただきます。

以上です。

小川会長 他にございませんか。

続けてですか。何か関連ですか。

〔「関連です」と呼ぶ者あり〕

小川会長 関連。では、どうぞ。では、すみません、関連だそうですから。

溝口副会長 では、私の方から発言をさせていただきます。

今の相模湖の議長に関連する発言でございます。第2回の合併協議会では、相模湖町としての発言が大変不明瞭でありましたので、私の考え方を申し上げます。

本日の継続協議項目、合併の方式についてですが、最初に、相模湖町が合併をする必要性をお話しさせていただきますが、一つ目として、出生率の低下による少子・高齢化と人口減少の問題があります。その一方で高齢化が進み、老年人口が総人口に占める割合が年々増加しております。二つ目として、国が進めている三位一体改革で、地方交付税や補助金が大幅に削減され、また郡4町で行っている相模湖モーターボート競走事業の収益金の配分金が見込めなくなり、財政的に大変厳しい状況ということ。しかし、行政の役割は、住民に対

して安定した行政サービスを提供し、安心して暮らしていけるようにすることが、小規模な自治体では行財政改革にも限界があり、規模の大きな自治体との行政サービスの格差が広がる一方になってしまうと考えております。こうした状況のもと、郡3町で協議の上、相模原市に合併協議の申し入れを行い、協議会の設立がされたわけです。

合併の方式についてですが、とにかく言葉のイメージが先走り、新設合併は対等、編入合併は吸収と言われる方もいるようですが、いずれかの市町の法人格を継続させるか、すべての市町を消滅させ、新たに法人格を設置するかという法律上の問題にすぎません。1市3町の実情を比較した場合、人口規模や財政規模が突出して大きく、また全般的に行政サービス水準が高く、中核市として一般市町が行っていないような権限を有している相模原市との合併方式は、編入合併が妥当と考えます。

この合併協議会では、対等の協議を行うため、協議委員は10人ずつの同数の協議を行っています。編入合併というイメージにこだわるより、形式は編入でも、中核市である相模原市と対等の精神にのっとり、各市町の地域特性を生かし、合併の効果を十分享受することを目指すのが実情に見合っていると思います。相模原市と合併して中核市になりますと、福祉、衛生、都市計画など、住民生活に密接した事務を直接処理しますので、町に比べ大幅な権限を持つことになりますから、住民の利便性の向上も期待できます。

また、現在設置されている役場についてですが、現在ある役場が閉鎖されたり、職員が数人になってしまうということは先進事例でありませぬし、行政サービス向上を目指して今後協議を行い、決めていくべきものであると考えております。合併協議は、大局的な見地から現状を十分認識し、地域の発展に十分配慮した協議をしていくことを前提に、総合的に判断すると、編入合併が賢明であると考えております。

以上です。

小川会長 他にございますか。

では、どうぞ。

宮下委員 津久井町の宮下と申します。

まず、前回の会議でも、私どもは編入合併でいこうと申し上げておりますが、さらに簡単に理由を申し上げたいと思います。

まず、中核市である相模原市との合併協議であること。それから、全国の多くの事例を見ても、編入合併が妥当である。それから、合併するとした場合の各種、今後の事業展開、あるいは組織の形態のあり方を考慮した場合、その合理性から見て、当然、編入合併であると、

そう考えます。

簡単ではありますが、編入合併の意を表明したいと思います。

小川会長 他にございませんですか。

では、どうぞ。

小嶋（省）委員 津久井町議会の小嶋でございます。いろいろご厄介になります。

前回、私は、編入合併の提案をさせていただきました。それに従いましていろいろ議論がされて、本日まで継続協議をされているわけですが、津久井町といたしましては、あくまでも編入合併方式で進めてもらいたい。さらに、前回ご発言させていただきましたときに、編入合併の理由を若干申し上げましたが、さらに、私は、今いろいろ町の中でも合併に対する協議がされておりますけれども、少なくとも、この3町側には中核市のエリアを広げてもらって、この質の高い行政サービスを受けられるようになるだろうと、こういうことが町民生活には大きい影響があるというふうに思っております。

さらに細かい問題につきましてはいろいろございますけれども、津久井町といたしましては、本日の協議会で、ぜひ会長、副会長のお骨折りをいただきながら、この方式については結論を出していただきたい。この結論が出ることによって、個々具体的な行政サービスがより明確に町民にもお知らせができますので、そういう意味から含めまして、本日の協議会で結論を出していただくことをお願いさせていただきます。

以上でございます。

小川会長 他にございませんでしょうか。

では、どうぞ。

三橋委員 この合併協議会が設立する前でございますが、その経過を踏まえれば、津久井4町からの申し入れがあったと記憶にありますが、その時点で、津久井3町が、3町が合併して、事前に合併をしておいて、そして相模原市に市との合併を申し入れたという経過ではないわけございまして、やはりここは編入合併というものが最も適切かなというふうに考えております。新設ということでは理解されないのではなかろうかなというふうに自治会の立場で申し上げたいと思います。

小川会長 よろしいですか。

他にございますか。

では、どうぞ。小林副会長、どうぞ。

小林副会長 それでは、会長から許可をいただきましたので、今議論されているのは、基本

4項目の中の合併の方式に関する項目が議論されているわけなんですけれども、合併の方式ですね。これの対処の仕方としていろいろな形態がおりだということで、私も少し物の本でちょっと検討したんですけれども、一つは、確かに、今回みたいな形で、基本4項目と言われる部分を決めてしまうという方法もあるということが一つですね。二つ目は、議論を早期に立ち上げた上で、項目によっては十分な時間をかけて、最終場面で決めるという方法もあると。三つ目は、任意協議会で対応する方法。任意協議会を前提とする場合、今回の場合には、任意協議会と法定協議会に振り分けて、専ら法定協議会で対応する方法ということも考えられると、こういうこともやり方としてはあろうかと思えます。

これはいろいろな形態で、それぞれの自治体で違うかと思いますが、ただ、実は、先ほど僕もご挨拶させてもらう中で、今、合併の方式というのが議論になっているわけなんですけれども、城山としては、先ほどご挨拶させてもらいましたように、基本的な、最終的な住民の皆さんの意思判断の住民投票をしなければいけない。これは私に課せられた課題としてあるわけですが、そういったときに、選択権の保障として、ある意味では、住民の皆さんに、住民の皆さんの意向を十分尊重する立場、あるいは住民の皆さんが納得できる形をこの任意協議会の場に反映させるという中で、一つは、選択権の保障の観点から、例えば、編入合併と新設合併、両方検討していく、あるいは併記する、あるいは、先ほど言いましたように、任意協議会と法定協に振り分けて、専ら法定協の方で対応する方法という形もあろうかと思いますが、その辺について、これは方法論のやり方だと。進め方といいますか、そういうことがあるということが一つありますので、それについて事務局の方からご見解を説明していただければと思います。

小川会長 よろしいですか。

事務局。事務局長、どうぞ。

田所事務局長 ただいまのお話の中で、新設合併と編入合併という二つの方法を同時に進行というご意見かと思えますけれども、事務局で進める側といたしましては、両方一緒ということになりますと、非常に事務の調整であるとか、あるいは、後ほどご報告をさせていただきますけれども、おおむね1,300近い事務事業等についての今後調整をしていく予定になってございます。これらの調整を進めるに当たって、すべて、新設合併、編入合併、双方で事務を進めなければいけないということになりますと、非常に効率性の問題が出てくるというようには考えてございます。

以上でございます。

小川会長 では、どうぞ。小林副会長、どうぞ。

小林副会長 実は、津久井郡の先に山梨県というのがありまして、秋山村と、これは人口二千数百人でしょうか。上野原町というところが合併が進んでいるという話をご存じだと思いますが、上野原町は2万7,000ぐらいといいますから、1対10ぐらいの人口比の中で、これは協議が進んでいるわけですけれども、ここにおきましては、編入ではなくて、新設合併を検討されているやに聞いております。

そういう中で、確かに、今、議事録等を拝見しますと、あるいは委員会構成を見ますと、いろいろなさまざまな配慮が、委員の構成を見ましても、対等のメンバーで各自治体から選出されているということの中で、基本的には新設合併との、基本的な委員会のメンバー構成から見ますと新設と同様の考え方をされる中で、寛容なお考えをお持ちのことも拝見するわけですけれども、新設ではいけない理由というのは、項目の問題だけなんでしょうか。その辺、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが。

小川会長 項目だけの問題かという。これは事務局にですか。

小林副会長 はい。

小川会長 事務局、どうですか。

田所事務局長 事務局の方といたしましては、一般的に、規模が比較的違うケース、今回のケースのような場合には、合併の方式を編入合併とする事例が全国的には非常に多くなっているというようなことが一つございます。それから、行政サービスの点で、やはり高い方に合わせていく、あるいは高い方に向けて調整をしていくということが大切であろうというように考えてございます。それから、それぞれこれらの方式につきましても、各1市3町の首長によりまして事前に意見交換などを行い、あるいは幹事会等、そういった経過を踏まえました上で、編入合併ということでご提案を申し上げているものでございます。

以上でございます。

小川会長 では、三橋委員、どうぞ。

三橋委員 いろいろ方法論等々はあるかと思えます。選択肢もあろうかと思えますが、この場合は、相模原・津久井地域合併協議会です。この協議会として、ここで決をとることを議長にご要請申し上げます。

小川会長 他にございませんですか。

では、どうぞ。大神田委員でしょうか。

大神田委員 相模湖町の大神田でございます。

ただいまの協議内容をお聞きし、また協議の項目を見た中で、編入合併、新設合併、双方、大きな差はないと思われま。新しく制度、条例、事務事業の面、こういう面を考慮しまして、この協議会で編入合併というふうに進めていただきたいと思います。

以上です。

小川会長 いろいろ意見……。

では、どうぞ。お願いします。

小嶋（重）委員 津久井町の小嶋重春です。

私は、やはり編入合併が順当だと思いますけれども、やはり3町側から相模原市に対して、合併をお願いできないだろうかというふうに申し入れをしている経緯があります。そして、この議案、これは、非常に合併協議を進行させていくために基本的なことなんですね。ですから、ここの段階でいつまでも決まっていけないと、後が非常に、先ほど事務局からもちよっと話がありましたように、非常に進んでいかないんですね。基本的なことなんです。ですから、今日は、これはやはり常識的に考えても、物理的に行政サービスのレベルのことを考えても、我々3町側としては、特に素直にこの原案を認めて、協議を進めていきたいなというふうに思います。そんなことが私の意見ですので、よろしくお願ひしたいと申します。

以上です。

小川会長 議論はある程度出尽くした感もするんですが……。

では、どうぞ。

小林副会長 大変恐縮なんです、一点だけですけれども、今の議論の中で、中核市がグレードが高いとか、そういうご意見も多々拝見しましたけれども、これについてはそれぞれ見方があるかと思いますが、確かに、事務とか権限というのは県から権限移譲というのがあると思いますし、それに伴いましていろいろな経費も出てくるだろうし、ところが、逆に、今度は、県の補助金が、ここの負担がなくなって、逆に中核市の財政に負担が生じると、こういうことも逆の面で、プラスとマイナスといろいろあると思いますし、そういった中核市についてのグレードが高いとかレベルが高いとか、いろいろな形は、これはいろいろな論点としておありだと思ふんですが、ただそれは、今から具体的にこの実態を検証しないとわからないということもあると思いますし、今後、城山町でもいろいろな住民投票をやっていく中で、できれば、この編入合併と新設合併は住民の皆さんのできるだけ意見の反映が可能な形での検討もしなければいけないという立場がありますので、いろいろな面で、もちろん最終的には、前回の継続の議論の中ではこの場で決められるという経過も聞いていますけれど

も、そういったこともあって、私としてはいろいろな二つの併論の方がありがたいなという気持ちがありますので。

以上です。

小川会長 この際、いかがでございましょうか。アドバイザーの先生のご意見を参考までにお聞き……。

では、吉田先生、よろしいでしょうか。お願いします。

吉田アドバイザー 吉田でございます。

皆さん、議論が白熱されていますので、いつ発言しようかと思って、実は戸惑っていたんですが、今、小川座長からご指名がありましたので、ちょっと私の考えていることをお話ししてみたいと思います。

先ほど来、城山、相模湖、津久井、それぞれの地域の方々からいろいろ発言があったわけですが、例えば、城山の町長さんからは、住民の負託にこたえた形での合併を進めたいとか、あるいは相模湖の方からは、住民の利便性というようなものを大事にしていきたいとか、津久井の方からは、質の高いサービスの提供というようなことを中心にしていくべきだというようなお話がありましたが、私は、いずれももっともではないかなという感じで受けとめておりまして、市町村合併というのは、本来、それぞれの市町村というのは、そこに住んでいらっしゃる方の代表機関であるわけですから、そういう面では、この1市3町の方々の暮らしが今後どうなるのかという、そういう、言いかえれば、安心、安全な暮らしというようなものが本当に今後維持していけるのかどうかという、そんなふうなことを基本に考えるべきではないかなという感じで見ておりまして、そうしますと、先ほど来の皆さんのご意見、それぞれもっともだなというふうに思います。

それとともに、合併を考えるときは、やはりある種の公平性というようなことも考えていく必要があるのかなという感じがしておりまして、そんなふうなことを前提にして、実は、前回、皆さんのお話を伺う中で感じたことを何点か申し上げておきますと、私は、結論をいいますと、やはり編入合併方式が一番自然な方式ではないかなという、そういう受けとめ方をしているんですね。

その理由としては、まず一点としまして、先ほどちょっと触れましたように、やはり合併をするという場合、市町村間の規模、能力とか、あるいは力量のバランスというようなものに配慮しながら、公平性の観点から合併のあり方を考えるというようなことがひとつ望ましい姿ではないのかなという感じを持っておりまして、そうしますと、やはり新設合併という

よりも、今回、相模原市を中心とした1市3町の現状を見ますと、これは編入方式の方が多くの市民の方々が納得されるのではないかなという、自然な方式ではないかなという感じがまずするわけですね。

恐らく、そういう面もありまして、全国の市町村合併において今回のようなケースがほとんど編入方式で行われているということは、恐らく、基本的には、やはりそういう判断が各地域であったというようなことから、編入方式というようなものが選択されているのではないかなという感じがするわけですね。

それから二つ目は、先ほどご指摘がありましたけれども、相模原市というのは、ある意味で60万という形で成長してきておりますので、中核市という、現在、そういう立場にいるわけですが、そういう面では、やはり一般の市町村に比べれば、行政水準が高いという。先ほど城山町の町長さんのご指摘になったようなことも、確かにそういう問題はありますが、とはいっても、市民がサービスを受けるといふ、そういう面では、やはり中核市というのは一般市よりもサービス水準が高いと考えてよろしいのではないかなという感じがするわけですね。

3町の方々にとってみますと、そういう比較的に高いサービス水準というようなものが将来にわたって維持されるという、一つは、そういう面で、やはりこれは3町の人たちの立場に立ってみましても望ましいことではないかなという感じがしますし、さらにもう一步踏み込みますと、先ほど相模湖町の方から発言がありましたように、要するに、これからの時代というのは、これまでのように、いけいけどんどん、拡大、膨張というような時代ではないんですね、残念ながら。要するに、財政的には非常に厳しくなるという。少子・高齢化というようなものが急速に、我が国の場合ですと、先進諸国に先駆けるような形で進んでまいりますので。そういった状況において、一体3町というのは、先ほど城山町の町長さん、自立シミュレーションをしたいという、それもそれで望ましいことかなという感じがするわけですが、ただ、私の専門から見ていまして、大丈夫かなという、むしろそういう心配の方が先に立つ感じがしまして、そういう面から考えましても、やはり編入方式で迅速に合併を進めることが、それぞれの市町のお暮らしの方々のためになるのではないかなという感じがするわけですね。

さらにもう一点上げますと、これはこの会議の第1回のときに大まかに申しましたんですが、やはり効率性の確保というようなことを、我々、市民に対して常に心がけていくということが大事なことはないかなという感じがしてございまして、そういう面ですと、編入合併

ですと、ご承知のように、相模原市における各種のルールというものを前提にしながら、それを使い込みながら、あるいは、もちろんそのままでも構わないかもしれませんが、行うということですから、合併を進める上でも、労力、時間というような面ですと、非常に迅速に進むという、あるいは、そんなふうな良さがあるのではないかと思いますし、それと同時に、前回の会議で辻アドバイザーが言っていましたように、編入方式というのは、何よりも、編入される町村のサイドをクローズアップするといえますか、そういう面では、その編入される町村の持ついろいろな問題、課題に对应するという、そういう面を基本的に持っていると思いますので、そんな面から考えましても、私は編入方式というようなことが望ましいのではないかと、そういう感じを持っております。

さらにもう一点だけ申し上げますと、今後、仮にこの1市3町というようなものが合併をいたしまして、将来的に、一体どういう地域戦略のもとで、この地域の活力、あるいは市民の暮らしというようなものを維持していくのかなというような観点で考えてみますと、これは、やはり現在の相模原地域、いわゆる都市系の地域が拠点になってくるという、そう考えるのが基本的な方向かなという感じがしております、そんなふうに考えますと、人口60万になるまで、自然になってきたわけではありませんが、私が見ている限りは、実は、相模原市の方々というのは非常な努力と苦勞をされてきておまして、ご承知のように、人口急増時代においては、一年に十数校も義務教育施設をつくらなければいけないというような、そういう苦勞の結果として今の相模原市というものができ上がってきているわけですし、そういう面では、もう一つ、やはりただ単に1市3町のことだけではなく、これからのこの地域の発展の核となって成長してきた、そこに関わってきた人たちの努力といえますか、そういうものも我々は認めて、少し合併のあり方というようなことを、ただ単に現状だけではなく、考えていく必要があるのではないかなという感じがするわけですね。

そうしますと、前回、市名の話ですが、この場で公募にしてみたらどうでしょうかとか、あるいは名前を変えるとどのくらいお金がかかるでしょうかというようなご意見がございましたが、それも非常に大事なことだと思うんですが、ただ、今申し上げましたような相模原の歴史というものに比べると、やはり重みはかなり違うのではないかなというような感じが私は基本的にしておまして、そういう面では、ちょっと話が言い過ぎかもしれませんが、市名についても「相模原市」というふうな形で進まれた方が、今後のこの地域の発展という面では望ましいのではないかと、そんなふうな感じを持っております。

ちょっと長くなりましたが、申しわけありません。

小川会長 ありがとうございます。

何かご意見ございますか。

では、どうぞ。栄さんかな。

栄委員 城山の栄と申します。

先ほど城山町長の方から、城山町といたしましてはという表現がございまして、その点から若干ご説明をさせていただきます。

どこの町も、市町とも打ち合わせをされていると思いますけれども、私どもも、1回目、2回目、また今回3回目と、この10人の代表の委員さんと町長と、そういう形で打ち合わせをまいりました。昨日もそれを行いました。その中で、本日出席をされている10名の代表の委員さん全員が、編入合併を主張されました。そして、小林町長お一人が新設合併ということをご主張されたわけでございます。これは考え方ですのでやむを得ないと思いますけれども、その中で一つ確認したいことがございます。

この中で、新設合併にした場合、具体的な町民の生活のメリットは何かというふうに、どういふふうに考えますかというふうに質問をしたときに、幼稚園、あるいは給食の制度、これに関する条例が消えてしまうと、なくなってしまうという、そういうご発言を小林町長がされました。非常にこの辺は町長が心配されているようでございますけれども、3ページに、条例・規則というところが記載をされてございます。編入合併の場合、「編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）」というふうに書かれております。私どもは、そのように必要な改正がなされるというふうにとっておりますけれども、小林町長が発言されたように、この幼稚園、あるいは給食の制度に関する条例、あるいは規則が消滅をして、存続できなくなるということになるのかどうか、その辺のことを事務局、もしくはアドバイザーの方でも結構ですが、お答え願えればと思います。

小川会長 やや話が踏み込んだ部分が出てきたんですが、一般論としてどうですか。

事務局、どうぞ。

田所事務局長 一般的なお話で申し上げますと、条例につきましては、先ほど申し上げましたとおり、編入合併の場合には、新市の編入する側の条例がそのまま適用されることとなります。ただし、先ほども説明させていただいていますが、そのときに、地域性等によって設けられている条例、あるいはそういった特定の公の施設等に関する条例等がいろいろあるわけですが、そういったものにつきましては、必要な改正を加えていくということに、一般的にはそのような扱いになるということでございます。

それから、新設合併の場合には、それぞれすべての市町村の法人格が消滅をいたしますので、新たにすべての条例をつくり直さなければいけないというようなことになるというふうに承知をいたしております。

以上です。

小川会長 よろしゅうございますか。

他に、この方式……。

はい、どうぞ。

向山委員 津久井町の向山と申します。

協議の運営上に関しまして、本来、総意を前提とされると思うんですけども、一定の議論がされた後には、任意協の意思、判断というものを一定の時期に明らかにしていく必要があるかというふうに思うんですけども。それで、任意協の意思をそろそろ明らかにすべきときというふうに判断されるんですけども、いかがでしょうか。

小川会長 今、意思を明らかにするというお話が出ました。何かこのことにつきましてございますでしょうか。

ご意見がないようでしたら、お諮りをしたいと思います。

特に他にご意見がないようございますので、お諮りをいたします。

「協議第2号 合併の方式について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

協議第4号 新市の名称について

小川会長 異議なしとの声が多数でございますので、「協議第2号 合併の方式について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第4号 新市の名称について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長 それでは、協議第4号についての説明をさせていただきます。

資料の4ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第4号 新市の名称について（継続協議）。

新市の名称については、次のとおり協議を求める。

平成16年7月8日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

新市の名称は、相模原市とする。

本協議事項につきましても、先ほどの協議第2号と同様に、前回、第2回の協議会におきまして様々なご意見がございましたことから、本日まで継続して協議をお願いするものでございます。

5ページをご覧いただきたいと存じます。

参考でございますが、編入合併の場合は、編入する市町村の法人格が継続することになりますので、編入する市町村の名称とすることが通常でございます。編入する市町村の名称を変更することにより、新たに制定することもできることになってございます。

なお、編入合併に伴って市町村の名称を変更する場合には、地方自治法の規定によりまして、あらかじめ都道府県知事に協議し、条例で定める必要があるものでございます。

以上が、「協議第4号 新市の名称について」の説明でございます。よろしく願いをいたします。

小川会長 ただいま事務局から、協議第4号 新市の名称について説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

ただいまの説明に対しましてご意見等がございましたら、願いをいたします。

はい、どうぞ。

八木委員 城山町の八木大二郎と申します。

城山町の委員を代表いたしまして、提案をさせていただきます。

前回のこの協議会のときにも城山町としての提案をさせていただきました。その中で、いわば、工業都市として実力をつけて成熟をして歩んでまいりました相模原市と、そして神奈川県民の水を供給してきた、いわば水源地域としての津久井。こうしたそれぞれの特色を併せ持った都市が新たに市をつくるということになりますと、先ほど議論されております、合併の方式としては編入がベストであるけれども、都市として、そのイメージを含めた名称を考えたときに、新たに「さがみ市」と前回は提案をさせていただきましたが、今回も提案をさせていただきたいというふうに思います。ご協議をよろしく願いいたします。

小川会長 この新市の名称について、ご意見はございますか。

どうぞ、根岸委員さん。

根岸委員 根岸と申します。

今「さがみ市」という提案がございましたけれども、農協関係のことを一つ上げてみますと、座間から藤沢にかけて「さがみ農協」というのがありますので、いろいろ混同する場面

が多々発生するのかなと、そんなふうな心配をしておりますので、私は、編入という基本からいきますと、「相模原市」ということに賛成をいたしたいと思います。

小川会長 いかがでございますか、他に。

どうぞ。

永井委員 まちづくりの将来ビジョンの方から出ております、相模湖町の永井充です。

前回の会議でも出ておりました、公募という形でのご意見がございました。新たな市をつくっていくという観点、また1市3町の住民が参加して新たな市をつくっていくという面を考慮していただきまして、公募というような形もご検討していただきたいと考えております。

小川会長 公募。

いかがでございますでしょうか、ほかに。

どうぞ、矢越さん。

矢越委員 相模原市の矢越でございます。

前回のときも、この市名と、編入か新設のときではちょっと揉めたかと思うんですが、編入は編入ということで決まったからよろしいんですが、経済効果という意見があったかと思うんですね。例えば、違う市名にした場合に経済効果が表れるといったことを覚えておるんですけれども、私、会社が上鶴間にごさしまして、今年の2月から住居表示が実施になりまして、「上鶴間本町」という住居表示になったんです。会社の登記やら名刺やら封筒やらを変えまして、相当なお金がかかりました。私の方は出費した側ですけれども、それを受ける側は経済効果があるかもしれませんけれども、それも、どっちかなとなると、もう私はご勘弁願いたいというのもございます。

これは細かい例ではありますが、相模原も相模原で、相当な、この相模原市という歴史があるわけでございます。皆様の町も歴史というものはあるかと思っておりますけれども、何のために合併するのかということをご今一度お考えいただいて、ここはスムーズに進めていただいた方がよろしいかと思っております。市名というのは非常に重要なことだとは思っております。これを契機に市名を変更する、変更しないということの議論も非常に大切でありますけれども、そればかりに時間を捕われて、事務的なこととすとかはもっと詰めなければいけない。僕は、市なんかどうでもいいと思っているんです、市の名前なんかは。それより、将来的にどうなるかということをご考えた上でご発言をなされるのが一番いいかなと思います。

公募というのも一つの手かと思っております。それと、合併についての住民投票というのも一つの手かと思っておりますけれども、それには条例をつくらなければいけない、非常に詳細な説明

を市民の皆様方にしていかなければいけないということもございますし、特に3町さんの場合には、財政的なものが大変恐縮ですけれども、課題だというようなことを町長さんもおっしゃっていたと思います。そんな意味でも、相模原の市民として、「相模原市」で進めていただければよろしいかと。意見でございます。申しわけございません。

小川会長 他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

高城委員 高城と申します。

今回の合併に関しましては、色々なところから色々な意見がありまして、こういうことに関しまして、広くに諮ることが大事だというふうに思いますが、今回の内容に関しましては、いろいろなところにまだ周知し切っていないというのが事実ではないかというふうに思います。ですから、3町関係の町民にも、幅広く、深く、こういうふうに浸透し切っていないということは事実だというふうに思います。ですから、合併のメリットや行政サービスがどう変わるとか、そんな色々なことについて住民の方に知らしめるということは非常に重要なことだというふうに思います。若干、ここに事務組織とか事務機能ということが優先して走っているような感じもしないでもありませんから、そういう点で、この市名に関しては、一つの手段として住民に諮る方法としては、非常にアピールしやすい問題だと思いますし、大事なところだというふうに思いますので、この市名を公募という、ここに金がかかるとか色々意見がありますけれども、公募とか色々な方法がありますが、公募という方法も考えながら諮っていくことによって、町民の方に、また市民の方に幅広く訴えることができるというふうに思います。この公募を通じて、新しい1市3町の合併のあり方についても、色々広報していくことによって内容的にも高まってくるというふうに思いますから、この新市名の決め方を一つの手段として、公募という方法をとることは非常に私は有意義なことではないかというふうに思います。

小川会長 いかがでございましょう、ほかに。

どうぞ、柴田さんかな。

柴田委員 相模原の柴田でございます。

前回、名前は変えてもいいのではないかというような発言をさせていただきました。経済効果も出るのではないかという話もさせていただきました。実は、私、青年会議所というところから代表して出させてもらいまして、その後、持ち帰りまして、100人近くのメンバーの中の数名と 数名ではないですね、この件についてお話をしましたが、やはり若い世

代の方たちは、公募とか、市名が変わることに関して何ら抵抗感がないと。先ほどいろいろなお話がありましたけれども、編入か新設かというものに関しては、やはり編入で進めていくというところまで決まりましたので、あとは、例えば、今後しばらく「（仮称）相模原市」とか、仮称という形で進めることができるのではないのかなと思っております。私は公募を希望いたします。

小川会長 他にございませんでしょうか。

では、どうぞ、河本委員。

河本委員 相模原の河本でございます。商工会議所を代表し、また産業界を代表して、ちょっと一言ご発言させていただきたいと思います。

第2回目の協議会の折にも発言させていただきました、この件でございます。今の社名ではなくて、市名の件でございますけれども、今、非常に皆さん方が、確かに、あちらこちらでもって合併をし、新しい市名の表示、片仮名も平仮名も、また全面的に変えるということもあるとは思いますが、そういうことがあるから、我々も、またこの協議会も同じようなことを考えてもいかがかなと、こういうような発案であろうとは思いますが、では、それをやって何がメリットあるのかなと。今ここでお話があったように、変えてもよからうという程度でもってお話しするのは、余りにも軽率であろうと思います。私も事業を40年やっております。この40年間、何が一番大事なのかとなると、やはり社名であろうと思います。一つの会社が社名が変われば、どれくらいの大きなメリットを損失 これはもうほんの一言で理解できるかと思えます。

また、相模原市におきましても、昔は町村合併で市になり、また、今やもう62万の大都市になり、今やまた中核都市になる。ここまで来るのには50年以上もかかっているわけでございます。50年かかってようやく相模原が少しは世の中に知れ渡ってきた、こういうような経緯があるわけでございます。これからまた合併、皆さん方のご協力、またご賛同いただきまして、これが合併したと仮定いたしますと、今度は政令都市として生まれ変わるとすれば、今度はこの地域の産業界。私は、合併していろいろと政府が推進する合併を促進しなさいということよりも、地域の産業の発展のためにどうあるべきかということもまず考えなければならぬことだと思えます。この地域の産業発展については何一つ議論がないというのは、僕は非常に残念に思いますし、ただただ思いつきをお話するというのもいかなと思えます。

やはり何といっても、地域の産業界の発展には、この皆さん方のご同意を得まして、政令

都市となったといたしましたらば、やはり素晴らしい、いろいろと相模原市として国と直結した新しい産業育成がありますし、または、今さっきお話もございましたように、この相模原市は、この水の資源は、これを生かしながら観光産業の振興もできますでしょうし、またいろいろな事業も相模原単独でもってできるわけでございます。いろいろな制約がなくしてできるのが政令都市というような、大きなやはり仕事ができるという、こういうような、あくまでも市民、町民のため。これはあくまでも、何といても産業振興であろう、雇用促進であろう。

そういった観点から、やはりもう少し前向きに、この相模原市、またはその他の町村も、町民の発展のために、生活向上のために、また環境保全のために、また、これから問題になってくると思うのは、やはり高齢化してくるときにどのような費用、要するに、いろいろな費用がかかってくるわけでございます。そういったときに、やはりスムーズに町民のためになるということも考え、本当に、どうぞひとつ皆さん方、経済発展のため、町民の幸せのため、そういったことを考えていただきたいと思います。単なる思いつきでもって、この協議会を混乱させないでください。お願いいたします。

小川会長 いかがでしょう。ほかにございませんでしょうか。

どうぞ、中里委員さん。

中里委員 城山の中里と申します。

先ほど城山町の方からは、「さがみ市」と。平仮名の「さがみ市」ということで提起させていただいたと思いますけれども、私自身も、その「さがみ市」ということに同意をして、賛成しております1人でございます。その中で、いろいろ皆さん方の意見をお聞きしながら、私自身も、これはもっと慎重に考えるべきだと、そんなふうに今考えております。それにつきましては、たまたま私自身も、まちづくり将来ビジョンの委員として、新しい合併したときの町をとらえた中での夢を描いていると、今そんなふうな状況であります。その中にありまして、ビジョン委員会の方ではイメージ等がまだできておりません。そんな中で、やはり命名につきましても、ある程度新しい町のイメージができてからでも、私は遅くないのかなと、そんなふうに感じているところであります。

なお、これらの命名につきましては、神奈川県内の自治体の中でも、今、合併が進んでいる中で、途中で進行がとまっているような、そんなふうなことも、可能性も出てきますので、これについては慎重に、新しい市の名前につきまして検討していきたいと、そんなふうに私は思っておりますので、よろしく申し上げます。

小川会長 どうぞ、山岸委員さん、お願いいたします。

山岸委員 相模原の山岸です。

今、皆さんのお話を伺ってしまして、それぞれの町、そして市の築いてきた尊い歴史があるわけでご覧しまして、それぞれの皆さんが思いを込めて新しい市をつくっていかうという、その気持ちも十分わかるわけですが、やはりしっかりとここを、ただ名前を変えたからいいというものでもないというように私は思います。したがって、編入合併、そして新市の名前は「相模原市」であっても、城山の町名なり津久井の町名なり相模湖の町名を十分生かしたものにつくり変えていくと、これが新市の進むべき道かなと、こういうように思います。

ただ、今日決めなければいけないという問題でもありませんから、名前は、1回ぐらい、さらにご検討いただくといったしましても、基本は私はその辺に置いて、皆さんが十分町民の皆さんとお話し合いをして、調整をしていただけるというように私はお願いを逆にしたい立場にいるわけですが、これから地域のいろいろな施設の問題、いろいろございます。そういったところで地域性というものは大いに発揮してもらおう。新しい市の特徴づけもしてもらおう。そういうことで、やはり余り名称がすべてだということではないというように私は思いますので、ぜひひとつ、今日は編入合併という基本線が決められたわけでございますので、その方向に向かって準備が進むわけですから、名前は必ずしも今日決めなくてもいいようにも思いますが、ただ、考えとしてはそういうことを基本に持って、そして皆さんがこれから地域でお話しするときも、旧町名なり何なりはきちんと確保して、ちゃんと歴史的なものを振り返ってもわかるように新市の中で立派に生かしていくと、こういうことが基本にあれば、余り名前にこだわる必要はないのではないかなというように私は思っております。

以上です。

小川会長 他にございませんでしょうか。

では、どうぞ、小林副会長。

小林副会長 市の名前についていろいろご意見を承っております、前回、城山の八木委員さんが提起されまして、先ほども提起されたお話を私、拝見してまして、本来、工業都市としての相模原、そして津久井郡の位置づけとしては山並みや水資源という、新たな特色を持った都市同士が一緒になると、こういうことを考えて、一つの新しい都市をつくるんだという趣旨のもとに提案された経過があると思うんですね。そういうお話を伺ってまして、先ほど、形態は編入ということになりましたけれども、そこに込められた前回の城山の八木委員さんの趣旨というのは、形態はそうであっても、趣旨として新設の中身を、新たな気持ち

で新しい市をつくるんだという趣旨がすごく滲んでいるように私は感じておりまして、このことについて一つの提案としては、最近の市の名前も、「さいたま市」も平仮名ですし、相模原市さんも「さがみ市」という提案で平仮名ということでは、ある意味では一つの流れの定着もあるのではないかなということもありますし、ただ、名前だけであれば問題ないということではないんですけれども、やはり人間、名前をつけるときには、ある程度、父親として子供にどういう名前をつけていくか、すごく慎重になられると思いますし、名前だけが全てではもちろんありませんし、かといって名前は軽率に扱われるべきものでもないと思いますし、これは色々な意味で慎重に、色々な各界の皆さんの意見を出していただければというふうに考えておりますが。

小川会長 他にいかがですか。

どうぞ。

宮下委員 津久井町の宮下ですが、私どもの方の意見をまだ言っていないんですけれども、私どもでも確かに市の名前というのは出たんですけれども、やはり市名というのは大事ですし、相模原市の意見を尊重しよう。

また、先ほど山岸委員が言われましたように、字名の展開のところ、我々も、津久井を残したかったら、そこで考える、そういうことも出ております。

また、先ほど、編入合併ということで、これからの会議の進め方が進む方向になりましたので、ここは、決まらないようでしたら、余り時間をかけなくて、継続の格好でいいのではないかと思います。そんなことで提案したいと思います。

小川会長 他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

菊地原委員 城山の菊地原と申します。

合併については編入ということが決まりました。名前という、これは大事な一つの、一番今、町民、住民、もちろんサービスのこともそうなんですけれども、一体、今住んでいる名前が、もし市になったらどうなのかな、どんなふうになるのかな。先ほども山岸委員さんから、旧字名、あるいは旧町名、そういうものを残せばいいのではないかと素晴らしい意見がございましたけれども、いずれにしましても、非常に皆さんが関心を持っていることの一つでございます。この合併任意協議会もまだまだスタートしたばかりで、本当に住民には、どんなふうに進んでいるのかな、そういうことがまだまだ伝わっていないわけです。これから、これを私どもは、地元に帰りまして、町に帰りまして伝える義務があるわけでございますけ

れども、その中にも、町の名前はどうか、こういったところで是非町民、住民に関心を持たせるためにも、私はもう少し、この名称については継続をしていただけたら。どうしても今日決めなければいけない問題ではないと思いますし、やがて法定協議会へ移行する、そのあたりでしっかりと名前を、また皆さんで議論をしながら、それまで考えながら決めていけばよからうかなと、このように思います。

小川会長 大体出尽くしたようですね。ほかに特にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 継続協議というお言葉が出ております。まだまだそれぞれお考えも、これから色々とおまとめになる方もおありかと思しますので、この際、この「協議第4号 新市の名称について」は、継続協議とすることでいかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

協議第7号 特別職の身分の取扱いについて

小川会長 ご異議ないようでございますので、左様決しました。

それでは、続きまして、次に、「協議第7号の特別職の身分の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をしてください。

田所事務局長 それでは、協議第7号につきましてご説明を申し上げます。

資料の6ページをご覧くださいと存じます。

協議第7号 特別職の身分の取扱いについて。

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年7月8日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

城山町、津久井町及び相模湖町の常勤の特別職（教育長を含む。）及び執行機関の委員（農業委員会委員を除く。）については、合併の期日の前日をもって失職するものとする。

7ページをご覧くださいと存じます。

参考でございますが、編入合併の場合における特別職の身分の取扱いについてでございます。

編入合併の場合における特別職の身分につきましては、編入する市町村については、法人格がそのまま存続をいたしますので、特別職の身分に変動はございません。

また、編入される市町村につきましては、法人格が消滅するため、特別職は失職をするこ

ととなるものでございます。

次に、8ページをご覧いただきたいと存じます。

横長の表になってございますが、特別職の職員の現況の比較でございます。相模原市、城山町、津久井町、相模湖町となっております。

この中で、大変恐縮でございますが、城山町の常勤の特別職のうち、町長の任期につきまして、前町長の任期になってございます。これは訂正をお願いしたいと思っております。平成16年7月6日から平成20年7月5日までが任期でございます。

それから、その下段、助役が1人、任期が入ってございますが、現在空席となっておりますので、助役の任期につきましては、その数字を消していただきたいというふうに思います。

それから、同じく8ページの下段にございます表が、各特別職の給料でございます。

9ページの方をご覧いただきたいと存じます。

各執行機関の委員につきましての一覧表でございます。執行機関の委員につきましては、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、それから固定資産評価委員会委員がでございます。このうち公平委員会委員につきましては、城山町、津久井町、相模湖町につきましては、神奈川県に委託がされていることとなっております。これは任期でございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと存じます。

各執行機関の委員についての報酬でございます。相模原市につきましては、これは月額で表示でございますが、城山町、津久井町、相模湖町につきましては年額の表示となっております。

次に、11ページをご覧いただきたいと存じます。

先進事例としてご紹介をさせていただきますが、新潟市・黒埼町の合併事例でございますが、黒埼町の特別職の身分については、両市町の長が別に協議をして定めるといようなケースもございます。

また、岐阜市を中心とする合併協議につきましては、それぞれ特別職については失職をすというようなことで協議をしている内容でございます。

特別職、執行機関の委員等についての関係法律などにつきまして、次の12ページから記載をさせていただきます。12ページをご覧いただきたいと存じます。

特別職の職員についての関連法令でございます。地方自治法によりまして、161条の2項、上段から二段目でございますが、市町村に助役を一人置くということで規定をされてお

ります。ただし、3項におきまして、助役の定数は、条例でこれを増加することができることとなっておりまして、相模原市の場合には二人の助役を置いているというものでございます。

その下に下がっていただきまして、168条に、市町村に収入役一人を置くという規定がございます。

それから、その中段、この表の中段あたりですが、180条の5で、それ以外の執行機関についての規定がそれぞれ置かれているものでございます。

13ページをご覧いただきたいと思いますが、13ページ、一番上段、181条には選挙管理委員会を置くという規定が設けられておりまして、195条には監査委員を置くこととされてございます。

14ページをご覧いただきたいと存じます。

地方公務員法における一般職と特別職の区分及び公平委員に関する規定が、地方公務員法によって規定をされてございまして、一番上段、第3条には、地方公務員の職は、一般職と特別職に分けるという規定がございます。

それから、中段に、人事委員会又は公平委員会の設置ということで、7条の第2項におきまして、公平委員会を置くこととするものでございます。

続きまして、15ページでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、教育委員会に関する規定が置かれております。この第3条におきまして、教育委員会は5人の委員をもって組織するものとされてございます。

それから、第16条、下段になりますが、教育委員会に教育長を置くということで、教育長の規定が置かれているものでございます。

それから、16ページになりますが、先ほど申し上げました固定資産評価審査委員会の設置根拠でございます、地方税法423条によりまして、固定資産評価審査委員会の設置、選任等が規定をされているものでございます。

以上が、「協議第7号 特別職の身分の取扱いについて」の説明でございます。よろしくお願いをいたします。

小川会長 ただいま事務局から、「協議第7号 特別職の身分の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

ただいまの説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いいたします。

特にご意見がないようでございますので、お諮りをいたします。

協議第7号 特別職の身分の取扱いについては、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

協議第8号 一般職の職員の身分の取扱いについて

小川会長 異議なしとの声でございますので、「協議第7号 特別職の身分の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第8号 一般職の職員の身分の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局長。

田所事務局長 それでは、17ページをお開きいただきたいと思います。

協議第8号 一般職の職員の身分の取扱いについて。

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年7月8日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

1といたしまして、城山町、津久井町及び相模湖町の一般職の職員は、すべて相模原市の職員として引き継ぐものとする。

2といたしまして、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとする。

18ページをお開きいただきたいと思います。

参考でございますが、編入合併の場合における一般職の職員の身分の取扱いについて、1として、職員の身分でございますけれども、合併特例法によりまして、「合併関係市町村は、その協議により、市町村合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない」と定められているものでございます。

また、給与・勤務条件等につきましても、合併関係市町村の職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件について、その現況を比較検討し、十分事前に協議を重ねて、新市の発足後の任用制度、給与及びその他の勤務条件に関して、合併前後で不均衡を生じないように取り決める必要があるものでございます。

次に、19ページをご覧くださいと存じます。

一般職の職員の現況の比較でございます。

相模原市は、職員の定数、合計 3,995 名、城山町につきましては、職員の定数 223 名、津久井町につきましては、職員の定数 301 名、相模湖町につきましては、職員の定数 126 名となっているものでございます。

次に、20 ページをお開きいただきたいと思います。

職階制等による職員の配置でございます。一覧表の方をご覧くださいと思います。

なお、中段から下の段でございますのは、一部事務組合の現況でございます。これは、津久井郡 4 町で構成をいたしております一部事務組合の職員の構成等について表示をしたものでございますが、これにつきましては、津久井郡一部事務組合解散協議会におきまして、これらについて現在協議中でございます。現況につきましてお示しをしたものでございます。津久井郡広域行政組合につきましては職員数が 197 名、それから、相模湖モーターボート競走組合につきましては、職員数 12 名という状況になってございます。

次に、21 ページをご覧くださいと思います。

先進事例でございますが、先ほども紹介いたしました、新潟市・黒埼町の状況でございます。1 つといたしましては、黒埼町の定数内の職員は、全て新潟市の職員として引き継ぐものとする。2 といたしまして、職員の任免、給与その他身分の取扱いについては、新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議をして定めるとされております。

また、岐阜市等の事例でございますけれども、すべて岐阜市の職員として引き継ぐ。あるいは、新潟市等と同様に、職員の任免、給与その他については、2 市 4 町の長が別に協議をして定めるといような扱いがされてございます。

次に、22 ページをお開きいただきたいと思います。

一般職の身分の取扱いに関係いたします法令でございますが、地方公務員法によりまして、第 3 条でございますが、2 項といたしまして、一般職は、特別職に属する職以外の一切の職ということで規定をされてございます。

また、特別職につきましては、その下段に表示をしておりますものが特別職ということで取扱いをされているものでございます。

また、下段の表でございますが、市町村の合併の特例に関する法律でございまして、先ほど紹介いたしましたとおり、職員の身分の取扱いにつきましては、第 9 条におきまして、合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一

一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないとされております。

また、2項におきまして、合併市町村は、職員の任免、給与、その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないとされているものでございます。

以上が、「協議第8号 一般職の職員の身分の取扱いについて」の説明でございます。よろしく願いをいたします。

小川会長 ただいま事務局から、「協議第8号 一般職の職員の身分の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

ただいまの説明に対しまして意見等ございましたら、願いをいたします。

では、そちらから先。どうぞ。手がそちらが早かったもんですから、津久井町さん。向山さんかな。

向山委員 津久井町の向山です。

提案の2の部分の文言の関係なんですけれども、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとするという、この件なんですけれども、先進事例を見ますと、「新潟市の職員と不均衡が生じないよう」というふうな、公正という最終目的はわかるんですけれども、その目的の前の手段、方法という部分が飛んでしまっているのかなという、この辺のところの表現の説明をいただきたいなということなんですけれども。その一点です。

小川会長 では、いかがですか。

同じこと。同じですか。では、よろしいですか。

関戸委員 編入合併と決まったわけですから、そこに「相模原市」が入ってもいいのではありませんかという……。

津久井の関戸と申します。

今と全く同じ意見なんですけれども、編入合併が決まった以上、ここに「相模原市の職員と不均衡が生じないよう」という一節が入ってもおかしくないのではないかと。それに言及しない理由があれば教えていただきたいと思います。

小川会長 いかがですか、事務局、何か。

事務局次長。

内田事務局次長 事務局次長の内田でございます。

ただいまのご質問なんですけれども、相模原市職員との均衡等につきましては、3町の給与体系、身分の取扱い、いろいろございますので、それについて詳細に事務レベルで調整をいたしまして、ここの表現では「公正に取り扱うもの」というところでは、私ども、その意味を入れさせていただいているということでございます。

小川会長 よろしゅうございますか。

他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。高城さんかな。

高城委員 3町の高城です。

職員の身分の取扱いについて、十分尊重して、立場を引き継ぐということについては全く異議はありませんけれども、これに関しましては、後々に出てくるのかもしれませんが、1市3町が合併することによって、行政、財政の執行に関して、効率化なり能率化ということで、いろいろな面で合理化が図られていかなければいけないというふうに思います。そういう点がありますので、職員の身分は非常に重要なことではありますけれども、一方で、職員のあり方そのものが行財政のあり方に非常に大きく関連してくると思いますから、行財政改革との関連、後のことかもしれませんが、非常に矛盾しますけれども、この行財政改革、職員数等に関して非常にこれは密接不可分であるというふうに思いますから、そういう視点も持ちながら検討を進めていくべきだというふうに思います。

小川会長 事務局、何かありますか、特にこのことで。よろしいですか。

他にございませんでしょうか。

他にございませんようですので、お諮りをいたします。

「協議第8号 一般職の職員の身分の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

協議第9号 財産の取扱いについて

小川会長 異議なしの声でございますので、「協議第8号 一般職の職員の身分の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第9号 財産の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局長。

田所事務局長 それでは、23ページをお開きいただきたいと存じます。

協議第9号 財産の取扱いについて。

財産の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年7月8日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

1といたしまして、城山町、津久井町及び相模湖町の財産は、すべて相模原市に引き継ぐものとする。なお、基金の取扱いについては、その設立の趣旨に配慮し、調整するものとする。

2といたしまして、財産区の取扱いについては、改めて調整方針を協議するものとする。

次に、24ページをお開きいただきたいと存じます。

地方公共団体の財産についての区分の方法でございます。この表にございますように、公有財産につきましては、行政財産と普通財産というふうに大きく二つに分かれてございます。そのほかに、物品、債権、基金などがございます。また、負の財産といたしまして、地方債、債務負担行為等があるわけでございます。

次に、25ページでございますが、これらの財産の現況の比較でございます。総括表となっております。これは、それぞれ土地、建物、あるいは無体財産等、それぞれによって単位がちょっと異なっておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。詳細につきましては、26ページから35ページまで記載をいたしてございます。

まず、26ページでございますけれども、公有財産のうちの、まず土地の関係でございます。相模原市の合計面積430万8,200平方メートル強でございます。城山町につきましては83万5,146平方メートル、津久井町につきましては125万4,435平方メートル、相模湖町につきましては502万9,696平方メートルがでございます。

次に、27ページでございますが、公有財産のうち建物でございますが、相模原市の合計につきましては125万7,677平方メートル、城山町につきましては5万3,084平方メートル、津久井町につきましては8万5,115平方メートル、相模湖町につきましては4万2,514平方メートルがでございます。

次に、28ページでございますが、公有財産のうちの物件でございますが、相模原市のみが地上権、地役権がでございます。

次に、無体財産権につきましては、相模原市が4件を保有いたしてございます。

それから次に、有価証券等につきましては、株券等がご覧の表のとおりでございます。

内訳につきましては下の段にあるような内容となっております。

次に、30ページからでございますが、出資による権利といたしまして、それぞれ、出資先は下の内訳表のとおりとなっております。

次に、31ページが物品でございますが、これは車両についてのみ表示をさせていただいておりますが、相模原市が603台、城山町51台、津久井町80台、相模湖町27台というようになってございます。

3番の債権につきましては、貸付金ということで、この表のとおりでございます。内訳につきましては、下段の表のとおりでございます。

次に、32ページでございますけれども、基金でございます。これは資金積立型の基金でございますが、これは、それぞれの市町によって特徴的な内容がございます。例えば、32ページの城山町の下から2行目でございますが、文化センター等建設事業基金が設けられてございます。また、その上の段には、同じく城山町で文教、福祉施設等建設基金が設けられてございます。

それから、33ページ、津久井町の欄ですが、中ほどに、道志ダム関連地域環境整備基金、あるいは宮ヶ瀬ダム道志導水路環境整備基金などが設けられてございます。

それから、相模湖町につきましては、町有林の管理基金、あるいは、33ページの一番下の欄にありますが、千木良公民館建設費積立基金などが、それぞれ地域の特性を表した内容となっているものでございます。

次に、34ページをご覧くださいと存じますが、定額資金の運用関係の基金でございます。これらの基金の合計につきましては、合計欄にございますような数字となっているものでございます。

次に、35ページをご覧くださいと存じます。

地方債の状況でございます。相模原市の地方債の合計、2,870億7,879万1,000円、城山町につきましては82億2,634万8,000円、津久井町につきましては90億5,683万1,000円、相模湖町につきましては65億9,544万円という状況になってございます。

次に、債務負担行為の状況でございますが、相模原市が658億8,576万6,000円、城山町につきましては9,900万円、津久井町につきましては17億2,463万9,000円、相模湖町につきましては3億1,057万9,000円となっております。

次に、36ページをご覧くださいと存じます。

36ページは財産区についての記載でございます。財産区につきましては、先ほど冒頭で提案の中で説明を申し上げましたとおり、改めて調整方針を協議することとされております。その概要について本日は説明をさせていただきますが、財産区制度の趣旨の欄の下段に、
とございますが、旧財産区、新財産区というふうでございます。現在、城山町及び津久井町におきまして財産区が設けられてございます。これらにつきましては、いずれも、に
ございます新財産区に該当するものでございます。

次に、財産区の業務等でございますが、財産区は、所有する財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止等を行うものでございます。財産区の会計につきましては、(2)にござい
ますとおり、財産区の収入及び支出については、市町村の会計と分別しなければならないこと
とされてございます。

4といたしまして、相模原・津久井地域における財産区の状況でございますが、先ほど申
し上げましたが、城山町に2カ所の財産区がございます。それから、津久井町には6カ所の
財産区。両地域で合計8財産区が設けられてございます。

次に、37ページをご覧いただきたいと存じますが、財産区の組織の関係でございます。
財産区議会を設けている場合と、財産区管理会を設けているケースがございます。城山町に
つきましては財産区議会が設けられてございます。それから、津久井町につきましては、そ
れぞれ財産区管理会が設けられているものでございます。それぞれの設置根拠は、それぞれ
地方自治法に基づく法的根拠をもって設置をされているものでございます。

それから、議決の機関でございますが、財産区議会、これは城山町の場合ですが、財産区
議会が議決機関として行うものでございます。それから、財産区管理会の場合には、市町村
議会が議決機関として機能するものでございます。

また、議員又は委員でございますが、財産区議会の場合には、財産区議会の議員の選挙に
つきましては、公職選挙法の市町村の議会の議員の選挙に関する規定が適用されることとな
っておりまして、財産区議会の議員の選挙が行われているものでございます。また財産区管
理会の場合につきましては、それぞれ委員の資格、選任方法については任意とされているも
のでございます。

次に、38ページをご覧いただきたいと存じます。

先進事例でございますが、秋田市の事例でございますと、財産の取扱いにつきましては、
合併時の河辺町及び雄和町の財産及び債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとするとして
おりまして、ただし、財産区については別途協議し、取扱い方針を決定するというようにさ

れております。また、財産区の取扱いにつきましては、それぞれの財産区については合併までに両町と財産区において協定を締結し、地方自治法の規定に基づき、財産区を廃止するというようなケースもございます。

次に、39ページをご覧いただきたいと存じますが、財産の取扱いに関する関係法令でございます。地方自治法におきまして、238条に公有財産の範囲及び分類が定められておりまして、公有財産の範囲、分類が、次ページには物品、債権、基金等について関連する法文を記載させていただいております。公有財産の範囲、分類、238条では、ご覧のとおり、こういう形で分類がされているものでございます。

続きまして、40ページでございますが、物品、債権、基金、地方債、それから債務負担行為ということで、それぞれ地方自治法における規定が設けられてございます。

次に、41ページにつきましては、財産区についての関連規定でございます。41ページ及び42ページに、それぞれの管理規定が記載をいたしてございます。

以上が、「協議第9号 財産の取扱いについて」の説明でございます。よろしく願いをいたします。

小川会長 ただいま事務局から、「協議第9号 財産の取扱いについて」説明がありました。ここで協議に入らせていただきます。

ただいまの説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いいたします。

どうぞ、高城委員さん。

高城委員 3町の高城です。

24ページの関係ですが、技術的なことで恐縮ですけれども、表現上の問題でありますけれども、「地方公共団体の財産について」という大きなタイトルがあります。次に、1と2で大きく分けられておりますけれども、ここに1が「財産」で、2が「負の財産」ですけれども、1の「財産」は、これはプラス、もしくは正の財産だと思います。2の「財産」が負の財産、もしくはマイナスの財産だと思います。ということからしますと、タイトルの「地方公共団体の財産」と1の「財産」と非常に混在します。これは、表現的には、「正の財産」とか「プラスの財産」とか、2の「負の財産」に対比するような形で表現すべきものだというふうに思いますが、いろいろ法律的な背景があれば如何ともし難いですが、このページの上で見るとはそんな判断をしましたので、意見として述べさせていただきました。大事なところだと思いますので。

小川会長 何かこのことで、事務局、ありますか。いいですか、特に。ご意見の意味はわか

りますね。

事務局長。

田所事務局長 ご意見いただきまして、ありがとうございます。これは制度の説明ということでちょっとご理解をいただければというふうに思います。財務諸表等の内容とは若干異なっておりますので、ご了解いただければというふうに思います。ありがとうございました。

小川会長 ようございますか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 特にご意見がないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第9号 財産の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

協議第10号 条例、規則等の取扱いについて

小川会長 異議なしとの声でございます。「協議第9号 財産の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第10号 条例、規則等の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局長。

田所事務局長 それでは、資料の43ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第10号 条例、規則等の取扱いについて。

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年7月8日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

相模原市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業等の調整を踏まえ、必要に応じ規定の整理をするものとする。

次に、44ページをお開きいただきたいと存じます。

編入合併の場合の条例、規則等の取扱いについてでございます。

1といたしまして、編入されることとなる地方公共団体の法人格が消滅するため、当該団体の条例、規則等は失効するものでございます。編入する地方公共団体の法人格はそのまま存続いたしますので、当該団体の条例、規則等は失効はしないというものでございます。

2といたしまして、条例で定める必要のある税の不均一課税などの特例措置、あるいは編入されることとなる地方公共団体にある公の施設等について、編入する地方公共団体の施設として設置することを合併協議会で定めた場合には、条例、規則等の整備を行う必要があるものでございます。

条例につきましての解説、あるいは規則につきましての解説は、下段の表のとおりでございます。

次に、45ページをご覧くださいと存じます。

各市町における条例、規則等の現況の比較でございます。それぞれ市町におきまして例規集が整備をされております。相模原市の例規集登載の件数ですが、条例が204本、規則が305本、その他（告示等）につきましてが170本ほどでございます。次に、城山町につきましては、条例が131本、規則が133本、その他（告示等）につきましては8本。津久井町につきましては、条例が165本、規則が149本、その他（告示等）が33本でございます。相模湖町につきましては、条例が126本、規則が122本、その他（告示等）が52本でございます。

次に、46ページをご覧くださいと存じます。

先進事例でございますが、秋田市等の事例では、秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとするというような先進事例がございます。

また、浜松市ははじめ12市町村につきましても、同様に、条例、規則等については、合併協議会の協議結果に基づき、浜松市の条例、規則等に所要の改正を加え、又は新たに制定するものとするというような事例がございます。

次に、47ページをご覧くださいと存じます。

条例、規則等の取扱いに関係する法令でございますが、地方自治法の14条におきまして条例の制定及び罰則が規定をされておまして、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができるという規定がございます。

また、規則につきましては、15条で、普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができるという規定をされております。

以上が、「協議第10号 条例、規則等の取扱いについて」でございます。よろしくお願

いをいたします。

小川会長 ただいま事務局から、「協議第10号 条例、規則等の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

ただいまの説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いをいたします。

特にご意見がないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第10号 条例、規則等の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

協議第11号 事務組織及び機構の取扱いについて

小川会長 異議なしとの声でございます。「協議第10号 条例、規則等の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第11号 事務組織及び機構の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局長。

田所事務局長 それでは、資料の48ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第11号 事務組織及び機構の取扱いについて。

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年7月8日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

1といたしまして、城山町、津久井町及び相模湖町の各役場は、合併前の各役場における住民サービスを確保し、地域の拠点として、窓口業務をはじめ、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ総合的な事務所とする。

2といたしまして、城山町、津久井町及び相模湖町の出先機関は、住民サービスの低下を招くことがなく、地域の特色を生かせる機能を持つ組織とする。

3といたしまして、城山町、津久井町及び相模湖町に設置されている附属機関は、相模原市の同種の附属機関に統合するものとする。ただし、城山町、津久井町及び相模湖町の地域性から設置されている附属機関は、現行のまま相模原市に引き継ぐものとする。

次に、49ページをご覧いただきたいと存じますが、事務組織及び機構の取扱いについての参考でございます。

事務組織及び機構につきましては、合併関係市町村間で十分な協議を行った上で、合併後の事務の執行に支障がないように配慮いたしまして、効率的な事務処理ができるよう準備が必要となるものでございます。

また、必要に応じて機構改革等を行いまして、円滑な事務引き継ぎが求められるものでございます。

先進事例を見ますと、合併協議で新市の事務組織及び機構についての整備方針を決めておきまして、具体的には、専門部会などで新市の業務内容を明確にした上で、具体的な事務組織及び機構について検討しているケースがございます。

次に、2といたしまして、本庁組織でございますが、本庁組織につきましては条例で定めることとなるものでございます。

出先機関につきましても、同様に、関係市町村間で十分な協議を行いました上で、条例で最終的には定めることとなるものでございます。

次に、附属機関につきましては、附属機関についても統廃合の必要性が生じることになるわけでございますので、それに関して十分な協議が必要となるものでございます。

また、地域固有の附属機関として存続する必要があるケース、必要がある場合、これは当然あるわけですが、その場合におきましても、新市において新たに設置をする必要があるものでございます。

次に、50ページをご覧くださいと存じます。

事務組織及び機構の整備の方針でございます。

まず、1、基本方針といたしまして、(1)合併後の事務組織及び機構については、住民福祉の向上を目指して、城山町、津久井町及び相模湖町の役場・支所等の機能を考慮するものとする。

(2)といたしまして、地域住民とのパートナーシップの観点から、それぞれの地域が有する個性や特徴を活かした「まちづくり」の推進を図るものとする。

(3)といたしまして、1市3町の管理部門、その他の部門における政策企画の立案、内部管理に関する業務等を統合し、行財政運営の効率化を図るものとするものでございます。

次に、2といたしまして個別の方針でございますが、次の3つに分類をいたしまして、本庁の組織、あるいは出先機関などについて整備を図ろうとするものでございます。

まず、1といたしまして、政策企画内部管理機能。この内容につきましては、企画、人事、財政等の全体にかかる政策企画、あるいは総合的な管理調整などに関する事務を行うもので

ございまして、具体例といたしましては、政策、施策の企画立案など総合計画、都市計画等の策定事務、あるいは予算編成、人事などの内部管理事務、あるいは環境対策、廃棄物処理、幹線道路の整備など、広域的・統一的な処理が必要な事務等を示すものでございます。

次に、まちづくり支援機能でございますが、内容といたしましては、良好な地域の維持・発展に取り組むとともに、住民と協働し、地域自治の核となる行政サービスの提供を行うものでございます。具体的な例といたしましては、地域産業の振興、地域独自のイベントの企画・運営、あるいは都市計画制度上の地区計画の策定など、特色あるまちづくりに関する事務を行う。あるいは地域の歴史、文化の保存・継承など地域特性の活用に関する事務、自治会活動等の支援など地域コミュニティの支援に関する事務、自主防災組織の育成・支援など地域防災活動の推進に関する事務などがこれに該当するものでございます。

3番目の住民サービス提供機能でございますが、これは、内容といたしましては、身近な住民サービスの提供を行うものでございまして、具体例といたしましては、各種申請、届け出の受理、証明書の発行等に関する事務、あるいは税の収納等に関するもの、広聴、市民相談、あるいは保健福祉に関する事務、就学、教育相談、あるいは地域特有の事務等がこれに該当するものでございます。

51ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、(1)の本庁組織でございますが、相模原市の本庁機能を基本といたしまして、城山町、津久井町、相模湖町の「政策企画内部管理機能」を統合するものとする。

次に、(2)の出先機関でございますが、現在の城山町、津久井町及び相模湖町の役場については、政策企画内部管理業務を除き、「まちづくり支援機能」と「住民サービス提供機能」を担う組織とするものとする。

なお、現在の城山町、津久井町、相模湖町の出先機関につきましては、住民サービスの低下を招くことがないように、その機能を維持するものとするものでございます。

(3)として附属機関でございますが、それぞれの所掌事務等を十分に考慮いたしまして、同種のものには統合いたします。ただし、地域性などから設置する必要があるものは、現行のまま引き継ぐものいたします。

関連行政機関につきましては、現在、津久井地域におきまして、神奈川県が行っております行政サービスがあるわけですが、これらのうち新市が行うものについては、現行のサービス内容を踏まえ、住民サービスの効果的、効率的な提供の観点から、必要な組織の設置に関し、県と協議を行うものでございます。

次に、52ページ、53ページをご覧いただきたいと思います。

事務組織の現況の比較でございますが、相模原市につきましては、20部131課13の課内室がございます。城山町につきましては、4部20課でございます。津久井町につきましては39課、相模湖町につきましては18の課が設けられてございます。

以降、54ページから60ページまでにつきましては、現況のそれぞれの各市町の組織体、行政機構の体系図、それから、それぞれの部課の職員の数をお示しした資料となっております。

次に、61ページをご覧いただきたいと存じます。

61ページにつきましては、附属機関の現況の比較でございます。共通するものが多いわけでございますけれども、地域の特性からそれぞれ設置されているものなどがございます。例えば、61ページ、上から三段目、相模原市米軍提供施設跡地利用対策審議会。これは、相模原市に米軍施設がございますので、こういった審議会が設けられているものでございます。

次に、62ページでございますが、中段に、相模原市の欄に、相模原市地域保健医療審議会、あるいは墓地等紛争調停委員会、あるいは結核診査協議会、感染症診査協議会等がございます。これらにつきましては、中核市事務、あるいは保健所事務等によって設けられているものでございます。

また、63ページの相模湖町の二段目でございますが、相模湖町町有林管理審議会。相模湖町は町有林がございますので、そういった審議会が置かれてございます。

また、63ページの中段以降、相模原市の欄の開発審査会、建築審査会、屋外公告物審査会等々につきましては、中核市事務、あるいは建築基準法上の特定行政庁の事務に絡む審議会等の設置がされているものでございます。

次に、65ページをご覧いただきたいと思います。

65ページ、城山町では、学校給食センター運営審議会が、上から三段目でございますが、設けられてございます。失礼しました、64ページでございます。上から三段目、城山町、学校給食センター運営委員会が設けられてございます。

また、中段に、城山町、津久井町、相模湖町には公民館運営審議会が設けられてございますが、相模原市の場合には、これは、法律改正に基づいて任意の運営協議会と変更いたしてございますので、こういった審議会は設けられていないというような状況になってございます。

続きまして、65ページをご覧いただきたいと存じます。

先進事例でございますが、秋田市・河辺町・雄和町の先進事例といたしましては、現在の河辺町役場及び雄和町役場は、地方自治法の規定に基づく出先機関とするというような協議がされてございます。

また、2といたしまして、出先機関の組織については、合併時の特殊事情に鑑み、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図るなどの内容となっております。

また、附属機関につきましては、調整協議の内容を踏まえた上で所要の措置を行うものとするというような先進的な事例でございます。

次に、恐れ入ります、67ページをご覧いただきたいと存じます。

67ページは、事務組織及び機構の取扱いに関する関連する法令でございます。地方自治法の下段になりますが、155条で、支庁・地方事務所・支所等の設置という項がございます。市町村にあっては、支所又は出張所を設けることができるというような規定が置かれてございます。

次に、68ページをご覧いただきたいと存じます。

68ページ、地方自治法の158条、内部組織の設置でございますが、地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができるとなっております。この場合については条例で定めるものとされております。

以上が、「協議第11号 事務組織及び機構の取扱いについて」の説明でございます。よろしく願いをいたします。

小川会長 ただいま事務局から、「協議第11号 事務組織及び機構の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

ただいまの説明に対しましてご意見等がございましたら、願いをいたします。

はい、どうぞ。

関戸委員 津久井の関戸と申します。

50ページの個別方針の中に、合併後の本庁の組織、出先機関などについて整備を図るものとするということで、三項目ありまして、この政策企画内部等管理機能はリストラしまして1部にまとめていくと。しかし、まちづくり支援、住民サービス提供機能等は今後上げていくんだというふうな解釈を私はしておるんですけども、これから都市内分権等で政令都

市を目指して向かっていく中で、例えば、津久井町役場が総合事務所ですか。相模湖も城山もそうなりますよという中で、これが短期的に合併という、ギャップの緩衝材として短期的な施策であるとするれば、非常に将来、ではどうなるのかなという不安もあるわけですが、今後、現相模原市が、合併前の相模原市であっても、これから政令市を目指す意図の中で、都市内分権を目指していくんだということで、例えば、新磯出張所とか、いろいろな出張所のような形態が、今の役場がそのようになってしまわないかという不安は当然津久井町民の中にはあろうかと思しますので、その辺のところをちょっとお伺いしたいなと。小川会長 どうしますかな。事務局、どうですか。

総務部会長。

山口総務部会長 ただいまの組織に関するご質問でございますが、この50ページの個別方針につきまして、当面、政策企画内部管理機能につきましては、相模原市の、そちらに統合するということです。3町さんでは約100人ぐらいおりますが、そこにはスケールメリットできると。それ以外に、まちづくり支援機能、住民サービス提供機能につきましては、48ページの1に書いてあるとおり、1番に書いてあるとおり、当面、それぞれの町役場につきましては、合併前のそういった住民サービス機構とか、そういったそのものについてはその機能を残して、そういった住民サービスを低下させないようにする、総合的な事務所とするという表現をさせております。これは、後ほど、合併後に、そういう都市内分権とかが進みまして、また、今まちづくり将来ビジョン検討委員会でやっておりますような、いわゆる地域自治組織とか、そういうものも今後できるような趣旨でここに書かせていただきました。今後、やはり先ほど行政改革と言われましたが、今回、こういった基本的な方針を、当面、そういう形で、その町の役場に、「総合的な」という表現の中に事務所とするというふうにさせていただきましたので、こういった基本方針がオーケーいただけるならば、今後、合併協議につきまして、事務組織については、当然、行政改革的な視点で、そういうものも組み込んだ形をつくりまして、再度、改めてこの協議会の方に報告させていく、そういうことでございますので、こういった方向が出れば、今後、ぜひ事務当局の方では協議を進めて、再度また、そういった組織のことについては、この協議会に提案させていただく、そういった考えでございます。

以上でございます。

小川会長 いかがでございますか。

関戸委員 これは、あくまでも、今回の合併後のほぼ一時的なものというふうな記述がされ

ているということですね。今後、政令市等へ向けて、そこまで言及できないでしょうから。ただし、都市内分権等を目指していくという、そういう内容の意味合いも含まれているというふうに解釈してよろしいでしょうか。

小川会長 山口総務部会長。

山口総務部会長 今、関戸委員さんがおっしゃいましたとおり、当面、こちらは、合併に向けての一つの組織でございまして、当然、今、また政令市、そういうものを含めていけば、今後、その中でやはり合併後にそういう形で協議を進めていけるものと理解しております。

以上でございます。

小川会長 よろしゅうございますか。

他にございませんか。

どうぞ、高城さんかな。

高城委員 3町関係の高城ですが、今回、事務組織、機構の取扱いについて提起されておりますけれども、今まで3回の協議会が催されてきて、必要なことだというふうに思います。市町村合併するに当たって、どうしてもやらなければならない事務機構なり、いろいろな取扱いについて整理してきているというふうな印象を受けます。

そういう点の中で、ちょっと振り返ってみますと、初めの方のときに、合併協議会の規約の中で、協議会の事務というか、仕事に関しましては、このような形の事務協議に関すること、それからもう一つ、まちづくりの将来ビジョンの策定というのが2つの項目として大きく入っていたというふうに思います。ずっと経過してきておりまして、将来ビジョンのことに関しまして、若干ここに、これからまだまだありますから、これからの検討の中に入れてくるのかというふうには思いますけれども、大きな構想については、やはり将来ビジョンをこの協議会の中でも検討していくべきものだというふうに思います。色々なことがあるというふうに思いますけれども。

ビジョン検討委員会の方の内容をお聞きしましても、若干、色々こういうふうに検討されているようです。今回の、例えば、事務組織なり機構の取扱いについて、関連して見ていきますと、やはりここに載せられているようなこと、これに関しましては、町民、市民に不便をかけない、利便性を持たせる、サービス機能を継続するというふうな観点からいろいろ取りまとめはされているというふうに思いますが、しかし、幾つかのことで、例えばの話ですけれども、市長さんにお会いしたいとき、津久井町に行っても市長さんは役場にいませんから、そういう点では、やはりすべての面で今までどおりというふうにはいかないというふう

に思います。

そういう点で、やはりいろいろなところでビジョン構想をつくり上げていかなければいけないというふうに思いますが、そういう点での掘り下げなり分析が、やはりこの事務、現行のあり方を、どういう形で問題なく、もしくは矛盾なく調整してつくり上げていこうかということに中身が若干先行してきてしまって、ビジョン的なものの取扱いについての深みがないような印象を受けます。

ちょっと私がここで一つ言いたいところの、お話しさせていただきたいところの柱の一つは、やはり今度の1市3町、もし将来的に藤野が加盟した場合は1市4町の、この構成を見ますと、西というか、東というか、そういうふうな表現を使わせていただきますと、東から西まで非常に細長い地域になるというふうに思います。やはり町民なり市民が一体的になっていくことは、相互の交流ということが非常に大事だというふうに思います。幾らこういうふうな形で今までの庁舎に機能を残すといっても、限界があるというふうに思いますので、そういう点の中で、やはり背骨をつくらなければいけないというふうに思います。

このことの話は、確かに、既にこれは進めていると言われればそれまでですけども、私は、もっと大きく取り上げて、それから県の方針でも、1市3町の問題が重点地区として取り上げられてきているわけですから、そういう中で、協議会としましても、1市4町道路に関し、広域行政道路に関しまして真っ正面から取り上げて、これを早期に建設。しかし、それは他でもうやっているからいいのではないかというふうな意見があるかもしれませんが、そうでなくして、この合併協議会の位置づけからしますと、やはり合併協議会でも真っ正面からぶつかって、そうすれば、こういうことの町民サービスなり何かに、行政サービスを受けることに関しましても、市民、町民に関しましても、ある一定のここに説得感も出てくると思いますし、藤野や相模湖の一体的な市の行政への参画ということも生まれてくると思いますから。

私だけちょっといろいろ申し上げて恐縮ですが、いずれにしましても、結論としましては、この相模原・津久井地域合併協議会であっても、ビジョン検討委員会の方へお願いするのかもしれませんが、1市4町の広域行政道路の早期建設、これはもう新小倉橋とか、その附帯道路とかができていたりとか、ある一定期間の法的な指定ができていたりとかありますけれども、まだまだ空白区間が多いというふうに思いますし、町民には、いつのことかということが明白になっていないというふうに思いますから、これは、やはり新しい市の背骨になる交通なり、いろいろ、相互の文化を、相互の芸術の、相互の経済を上手に利用し合える背

骨になるというふうに思いますから、1市4町のこの広域行政道路に関しましては、真っ正面から対応して、この合併協議会の柱として 県の方も出てきていただいておりますので、取り上げて、早期に実現。本当に実現することをこの中で検討するように力を入れるべきではないかというふうに思います。課題を提起させていただきます。

小川会長 ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ、小林副会長。

小林副会長 今、48ページのところの1のところなんですけど、総合的な事務所とか、位置付けはきちんと文章上はなっているわけなんですけど、全国の合併のその後の状況を見ますと、必ずしも、先ほど言葉がありましたけど、行革ということの中で、位置付けが数年後には変わってきたり、あるいはその機能の性格が変わってくる場合があるというか、縮小的な形ですね。そういうことが結構見られるということを知っているんですけど、これを担保するものとしてもう少し具体的にものを検討されているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

小川会長 どうですか。

総務部会長。

山口総務部会長 48ページの1番に書いてあるとおり、総合的な事務所にするということ、特に、その中の窓口業務と、いわゆるまちづくりや産業振興を支援する機能を現在それぞれの3町の役場は持っているんですね。そういった基本的な機能を残して、管理機能部門、いわゆる管理部門と言われている総務、企画、財務とか、そういう担当の人の部分については本庁機能へ合流すると、基本的にはそういった一つのスタンスで進めていきたいので、そういうことを今回この協議でいただけた後、具体的な、もう少し、先ほどお話ししました将来のまちづくりビジョンとか、そういうもの。それから、この後に協議でいろいろ出てきます、いろいろな事務事業の調整があります。そういうものを見た中で、改めて、具体的な組織につきましては、またこの協議会に報告させていただくということでございますので、そういった、この段階では、行政改革とか、そういう部分については、スケールメリット的には、管理部門のそういった部分については当然出てくる部分があると思いますが、窓口業務とまちづくり産業支援機能につきましては、今後、やはり事務事業の一元化を調整する中で進めていきたい、そういうふうにこの段階では申す状況でございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

小川会長 どうですか。

どうぞ。

小林副会長 いろいろ、合併の前にはある程度の表現はされると思いますが、当然、こういう形で表現されているんですけども、全国の実態を見ますと、意外と、その数年後において、5年後、あるいはそれ以降、「行革」という言葉がよく出てきて、その辺がこういう実態にはなかったはずなんだと、思いのほか違うという状況もあるやに聞いているんですが、その辺についての認識はどういう形でいられるのかお聞きしたいと思います。

小川会長 山口総務部会長。

山口総務部会長 そういう形で、先進事例でそれぞれ、さいたま市とか、そういうことはありますけれども、私どもは、そういった形で、そういうこともあると聞いておりますが、私の方としてみれば、今後、こういった形の中で、それぞれやはり協議会を通じて、どういう形でいくかを決めていくわけございまして、それは、正直言うと、この段階、それぞれやはり新しい1市3町でそういった形をつくっていくことが大事ではないかなというふうに思っております。

小川会長 他にございませんか。

吉田さん。

吉田アドバイザー 一言よろしいでしょうか。今の議論なんですけど、一般に組織は戦略に従うといいますが、戦略は環境変化によるわけですね。そういう面でいえば、組織が固定的でなければならないという理由は余りないと思うんですね。ただ、今皆さん、ご心配の、現在だけ強調するのではないかというお話なんですけど、ただ、私が全国的な動向を見ていますと、従来の本庁中心主義ではなくて、むしろ、各地域を拠点とした形での行政サービスを提供する体制に次第に切りかえていかなければいけないという要請を、各自治体、今どうしようかという形で悩んでいるんだと思うんですね。それは何故かといいますと、先ほども話にありました、高齢化社会の対応を一つとりましても、行政だけでは限度があるわけですし、やはり地域に暮らすある種のセーフティネットとして、多様な、自治会もあるでしょうし、NPOもあるでしょうし、さまざまな市民活動団体が中心になって地域での暮らしを支えていくというようなことを具体的なものにしていかなければいけないというような要請があるわけですね。

そういう面では、余りご心配しなくても、先ほど都市内分権というような言葉がありましたけど、最近、そういう面でのキーワードは、一体性よりも、むしろ多様性という、多くを都市内でどう生かしていくのかという議論に変わってきてまして、また改革の方向もそちら

に流れてきておりますし、また、制度自体も、この市町村合併の一つの効果なんですが、合併特区というのは、地域を大切に作る仕組みとともに、一般制度としても、地域自治区という、新しく地域を踏まえながら行政をやっていこうではないかという仕組みが制度として新たに創設されてきているわけですね。

ですから、そんなふうな動向を考えますと、恐らく、ご心配のような形で逆戻りするといふふうなことは、これからの時代の動向を考えますと、余りないのではないのかなという感じがいたします。

小川会長 他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

高城委員 先ほどの関連ですけれども、1市4町の広域行政道路に関して、議長にお願いというか、したいということは、後々のところへ自然に出てくるものかもしれませんが、一つの検討項目として取り上げていただきたい。そのためには、ビジョン検討委員会なり事務局の方へ検討を進めるような流れをつくるべきだといふふうに思うということを一言加えさせていただきたいと思います。

小川会長 ご意見として受けとめておきます。ありがとうございます。

どうぞ、矢越委員。

矢越委員 先ほどからまちづくりのビジョンの話がちらほらと出ておりますので、経過報告は後ほどさせていただきますけれども、最初に課題を委員会のメンバーで抽出した際に、一番のネックとなりましたといいますか、一番多かったのが道路の渋滞の問題であります。相模原市も然りなんですけれども、同じ市内になった場合に、1時間もかけて実際相模湖まで行くのかと。中央高速を通ってしまった方が早いのではないかという意見も、私も行ったことがありますけれども、その方法で行ったこともございます。同じ市内に行くのに、例えば、南の大野から北の相模湖まで2時間もかけていくのはどういうことになるのかなんていう意見が出ておりました。その辺も検討課題の中に入ってきております。まだ発表できる段階ではございません。未熟な段階でございますので余り多くは申しませんけれども、一番の課題がその道路だったことは事実であります。よろしく願いいたします。

小川会長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 ございませんようでしたら、お諮りをいたします。

「協議第11号 事務組織及び機構の取扱いについて」は、原案のとおり決することにこ

異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

報告第13号 事務事業項目について

小川会長 異議ないようでございますので、「協議第11号 事務組織及び機構の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、協議事項につきましては終了させていただきます。

次に、報告事項に移らせていただきます。

初めに、「報告第13号 事務事業項目について」、事務局から資料の説明をいたさせます。
事務局長。

田所事務局長 それでは、資料の69ページをご覧くださいと存じます。

報告13号 事務事業項目について。

事務事業項目について、次のとおり報告する。

平成16年7月8日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

70ページをご覧くださいと存じます。

現在、1市3町で具体的な事務事業につきまして調整を行う事業の項目数でございます。こちらの表にあるとおりでございますが、これは相模原市の部及び課を基本として整理をさせていただいております。

なお、この合計の数ですが、右下にございますが、合計1,298項目について整理をいたしてございます。

なお、この1,298につきましては、実は、類似したものにつきましては1として取りまとめをしてございます。したがって、場合によっては、5項目が1つとして取り扱われている事例もございます。そういうようなことから、全体の数としては1,298ですが、実際に調整をする数としては、その何倍かの数になってくるということでございます。

これらの項目につきまして1市3町で調整を進めるわけでございますが、この内容につきましては、物によって本協議会でご協議をいただき、又は報告をさせていただくこととなるものと考えてございます。

これらにつきまして、これから逐次調整を行い、本協議会に協議、あるいは調整、報告等をさせていただくというものでございます。

以上が、事務事業項目についての報告でございます。よろしくお願いをいたします。

報告第14号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況について

小川会長 ただいま事務局から、「報告第13号 事務事業項目について」説明がありましたが、ただいまの報告に対しましてご質問等ございましたら、お願いいたします。

特にないようでございますので、「報告第13号 事務事業項目について」はご承認をいただいたものいたします。

次に、「報告第14号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況について」、まちづくりの将来ビジョン検討委員会、矢越委員長より報告をお願いいたします。

矢越委員 ご報告申し上げます。

先月の活動のご報告をさせていただきたいと思います。

まず、6月10日木曜日でございますけれども、ワーキンググループの会議をこのけやき会館にて行いました。これはどういうことを行ったかと申しますと、6月12日土曜日に第3回目のまちづくりの将来ビジョン検討委員会、これは津久井地域のタウンウォッチングなんですけれども、その進め方等を検討いたしました。

6月12日の当日、津久井の視察の方でございますけれども、合計30数カ所の視察を行いました。中でも、代表的なものを上げますと、若葉台地区ですとかさがみ縦貫道路の建設するところでございますとか、城山ダム、津久井郡広域行政組合、こちらの方ではご説明も受けさせていただきました。その辺を回ってきたわけでありまして、一番私どもが感じた、相模原市民の皆さんが感じたこととしましては、やはり広域行政組合のことでございまして、相模原の場合は1市で、ごみ処理施設ですとか、消防も然りでございますけれども、し尿処理もしているわけでありまして、津久井郡4町の場合には、4町が組合というものをつくって、その場所で、広域行政組合という場所でごみを処理しているということと、し尿処理をしているというようなことをお聞きしまして、非常に自助努力をされているなということが思ったところであります。

また、相模原にも緑はある、緑はある、自然があるというようなことも言われる方がいらっしゃいますけれども、津久井の自然の量というのはその比ではございませんということが改めて相模原市民として感じたところであります。面積の8割強がやはり自然というところもございまして、見てみなければ本当にわからないなというのをこのタウンウォッチングで感じたところであります。

そうしまして、6月23日水曜日に、今度は相模原地域のタウンウォッチングをさせてい

いただきました。これは10数カ所だったかと記憶しております。代表的なものとしましては、相模原市の博物館でございますとか総合体育館、南清掃工場、麻溝公園とかグリーンプールですか、その辺を見学したわけでございますけれども、ここで私、多分、ほかの委員会のメンバーの皆さんも考えたといいますが、感じたことは一緒かと思っておりますけれども、本当に相模原市は裕福といいますが、非常に贅沢なつくりの箱ものが非常に多いというようなことを改めて感じたところであります。建設費が数十億ですとか、年間の維持費が3億、4億、2億というものもございました。そういうものを先ず見た途端に、見た第一印象に感じたところは、非常に素晴らしい建物だなということでありまして、その次に感じるものは、これは幾らかかったんだらう、年間の維持費は幾らかかるんだらうというようなところが思ったところでありまして、これが10個も20個もあると、すぐ30億、80億という金額になってしまうのかなと思ったのも事実であります。

ただ、その箱ものを、私自身、今まで訪れたところも、ないところもございましたし、家内や子供に聞きますと、行ったことがあるというようなことを言うておりました。もっともっと、あるんですから、市民の皆さんが利用できるような環境をつくらなければいけないなというふうに思ったのも事実であります。多分、一つ一つの施設を見ますと、素晴らしい建物だなと感動されるかと思えます。

それと、その相模原地域のタウンウォッチングの後に、けやき会館において第2回目のワーキンググループの会議を検討しました。これは、7月12日、来週の月曜日でございますけれども、全体の委員会が開催されます。その方法についてでございますけれども、次回予定されておりますのは、都市内分権のレクチャーを牛山先生からいただきまして、その後、何人かに分かれるか、まだ正確には把握しておりませんが、決めておりませんが、そのビジョンというものを、各市の総合計画ですとか、真鶴町とか湯河原町のまちづくりのビジョン、そちらを参考にして、尚且つ委員会のメンバーの皆さんから課題が抽出されました、それらを基に皆さんと検討して、肉付けをして、柱の部分、1本になるか5本になるかわかりませんが、検討していき、さらにその上のものを後々に検討していきたいと、このように思っているところであります。

以上が、現在までのご報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

報告第15号 議員の定数等に関する検討委員会における検討状況について

小川会長 ありがとうございます。

ただいまの報告に関しましてご質問等ございましたら、お願いいたします。

特にないようですので、次に、「報告第15号 議員の定数等に関する検討委員会における検討状況について」、議員の定数等に関する検討委員会、山岸委員長より報告をお願いいたします。

山岸委員 議員の定数等に関する検討委員会の委員長の山岸です。よろしく申し上げます。

それでは、検討委員会の開催経過についてご報告をいたします。

第2回の本協議会におきまして、議員の定数や議会にかかわる事項について調査、審議するための議員の定数等に関する検討委員会が設置されたわけですが、第1回を6月4日に相模原市で、第2回を7月5日に城山町で開催をいたしましたので、それぞれの内容についてご報告申し上げます。

第1回では、議員の定数等に関する検討委員会規程について説明が行われたほか、今後検討していく協議事項並びに報告及びスケジュールについて協議が行われまして、承認をされております。

第2回目では、議会関係の事務事業の一元化の調整方針について説明が行われ、協議の結果、国際交流事業や議会報の発行など、10項目の調整方針が承認をされております。調整項目は12項目あるわけですが、残された2項目は、議員報酬及び政務調査費、こういうものですが、これは、議員の定数及び任期の取扱い等とあわせて調査、審議していくことが望ましいのではないかとということで、保留になっております。

以上、議員の定数等に関する検討委員会の状況について、ご報告を申し上げます。

小川会長 ありがとうございます。

ただいまの報告に関しましてご質問等ございましたら、お願いいたします。

ないようでしたら、以上で報告事項につきましては終了させていただきます。

その他

小川会長 次に、次第の5のその他に移らせていただきます。

関連がございますので、(1)の第4回相模原・津久井地域合併協議会次第(案)について、(2)今後の協議会開催日程(案)について、(3)の合併重点支援地域の指定についてを一括して事務局から説明をいたさせます。

事務局長。

田所事務局長 それでは、資料の71ページをご覧くださいと存じます。

その他の(1)でございますが、第4回相模原・津久井地域合併協議会の次第(案)でございます。

第4回の相模原・津久井地域合併協議会につきましては、平成16年8月4日、午後2時から、相模湖町にございます神奈川県立相模湖交流センター多目的ホールで開催の予定でございます。議事のうち、協議事項といたしましては、「協議第12号 行政連絡機構の取扱い」から、「協議第18号各種事務事業の取扱いについて」、その1ということで協議をお願いするものでございます。

また、報告事項といたしまして、各種事務事業の取扱いのうち報告すべき内容として定められているもの、また、まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況、それから議員の定数等に関する検討委員会における検討状況についてご報告を申し上げる予定でございます。

また、その他といたしましては、今回と同様、次の回、次の次ですから第5回になるわけですが、合併協議会の案についてのご報告、それから今後の協議日程等についてをその他で報告をする予定でございます。

それから後、先ほど失礼いたしました。第4号の新市の名称について継続協議ということになっていきますので、協議事項の最初に、協議第4号ということで新市の名称が入る予定となるものでございます。

それから次に、(2)の今後の協議会の開催日程(案)についてでございますが、第5回の相模原・津久井地域合併協議会につきましては、16年8月25日を予定させていただいております。午後2時から、当けやき会館の5階、この会場で開催の予定といたしてございます。

次に、(3)の合併重点支援地域の指定についてでございますが、前回、第2回の5月30日の本協議会におきまして、指定の申し出につきまして説明をさせていただきました。その後、5月31日に県知事宛に申し出を行いまして、6月11日に神奈川県から1市3町が合併重点支援地域として指定をされて、知事より指定をされております。

なお、これに伴いまして、県の支援策の1つといたしまして、本協議会事務局次長が県職員として県の方から派遣をされてございます。

その他につきましては以上でございます。よろしく願いをいたします。

小川会長 ありがとうございます。

ただいまその他の説明がございました。何か皆様の方から質問等ございましたら、お願いをいたします。

特にないようでございますので、以上で、次第の5、その他については終了させていただきます。

最後になってしまいましたが、アドバイザーの辻先生、何かひとつ、何かというか、是非何かご発言を一つしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

辻アドバイザー 特にないんですが、今日、継続協議になった新市の名称については、じっくり議論して決めればよいと思います。私もいろいろな合併の事例を見ていますと、やはり今までの名前を変えるか変えないかということに関しては、心情としては、やはり変えたくないというのが大勢だと思うんですね。それは、だから、多分、相模原市の市民の方に相模原市の名称を変えるか変えないかというのを仮に聞けば、やはり変えたくないというのが多分多数出てくるのではないかなと思うんです。同じように、3町の方にも、名前を変えるということに関しては、やはり今までの町の名前をそのまま維持していきたいという形の方が僕は絶対的に強いと思うんですね、恐らくですね。

ですから、考え方としては、それぞれ財産のある名称なので、全部使えるような方向で考えていくのがやはり一番いいと思うんですね。委員さんの方からもありましたが、幸いにして3町の方は市ではありませんので、市の名称を表にくっつけられればよいんですね。だから、今でいうと、津久井郡のところ相模原市に変わって、その後に、それぞれ、相模湖町、城山町等々の、津久井町という名称が来ると。ですから、今、郵便表記は別に市名を書かなくても届きますので、相模原の名称が何か気に入らないなという人がいれば、別に、町名から書くと今までと変わらないと。

それから、役場の名称も、役場のままで別に構わないんですね、俗称でですね。ですから、これを機に変えていくというのを基調で考えるのか、それとも、一応全部維持して、なるべく全部維持した形でやっていくのかということを中心に大きな着眼点を持って検討していけばいいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

小川会長 ありがとうございます。

閉 会

小川会長 それでは、予定されたものがすべて終わるわけですが、いよいよ閉会とさせていただきますと思いますが、最後に、天野副会長よりご挨拶をいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

天野副会長 それでは、長時間にわたりまして、第3回目の相模原・津久井地域合併協議会、今日は大変重要な議案のご審議をしていただきまして、いろいろなご意見が出ましたけれども、最終的に、この合併協議を進める上で一番重要な合併の方式につきまして、さまざまなお立場の中で、本当にいろいろとご意見をいただきました。50人の委員の方々がそれぞれご意見を述べられたわけですが、物事を進める上には、どうしてもどこかで結論を出さなければならない、こう思います。

私は、常々、町内で申し上げているわけですが、やはり合併の議論というのは、それぞれの利害、いろいろな考え方がありますから、ぜひ小異を持ったまま大同についていただくと、これが非常に重要だというふうに思います。しゃにむに小異を捨てるとなると、残るのは対立的な感情でございますから、今日、我々がやっていることは、30年後、50年後、もしかしたら100年後の歴史をつくる事業でございますから、非常に長期的に考えますと、多少の小異は腹の中におさめても、物事は進められるのではないかな。そのぐらい我々はやはり知恵を持ったメンバーの集まりだろうと思いますし、知恵を持った相模原の市民の方、津久井3町の町民の方々の我々は代表だろうと思いますので、そんなことで、今日は本当に実りある会議をさせていただきます、本当にありがとうございました。今後とも一つ一つ積み上げてまいりまして、何とかこの合併協議というものを実りあるものになりたいというふうに、会長以下、すべての方々がお思いだろうと思いますので、どうぞ今後とも変わらぬご協力をいただきますことをお願い申し上げまして、本日の会議の終了にさせていただきますと存じます。本当にどうもありがとうございました。

小川会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第3回相模原・津久井地域合併協議会を閉会させていただきます。

長時間にわたりまして熱心にご協議いただき、ありがとうございました。

閉会 午後4時35分

相模原・津久井地域会議運営規程第8条第3項の規程により署名する。

平成16年8月18日

会議録署名人 山 岸 一 雄

会議録署名人 栄 裕 明